

1	コミュニティ助成事業(地域防災組織育成助成事業)				
担当部局名	総務部防災危機 管理局	担当課室名	消防防災指導課	Tel	092-643-3111
ハード・ソフトの別	()ハード ()ソフト (○)両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) ア 一定地域の住民が当該地域を災害から守るために自主的に結成した組織又はその連合体が行う災害の被害防止活動及び軽減活動に直接資するものの整備に関する事業。 イ 地域防災のリーダーである消防団の装備の拡充を図るとともに、消防団の活動に対し、地域住民から積極的な協力を得るために必要な設備等の整備に関する事業 ウ 女性防火クラブなど主に家庭における初期消火活動、救出救護活動及び防火思想の高揚等に必要な資器材等の整備に関する事業。 エ 幼年消防クラブの育成及び防火思想の普及啓発に必要な資器材等の整備に関する事業。 オ 女性消防隊が初期消火活動を行うために必要なD-1 級軽可搬消防ポンプ等及び予防活動、応急救護普及活動に必要な資機材の整備に関する事業。 カ 将来の地域防災を担う人材の育成に資するため、少年消防クラブの消防防災実践活動に必要な資機材の整備に関する事業。			
	対象団体 (事業主体)	ア 市町村又は市町村が認める自主防災組織 イ 消防団を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ウ 市町村、広域連合及び一部事務組合 エ 市町村、広域連合及び一部事務組合 オ 女性消防隊を有する市町村、広域連合及び一部事務組合 カ 少年消防クラブを有する市町村、広域連合及び一部事務組合 ※上記のうち政令指定都市を除く			
	採択要件	・ 宝くじの普及広報を図るため、当該施設又は設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、コミュニティ紙等を通じ広報すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・ 助成金の交付(1件につき次の額。ただし、用地取得費は含まない。) ア 30~200万円 イ 50万円~100万円 ウ 100万円を限度とする(防火防災訓練用資器材については上限60万円)。 エ 40万円を限度とする。 オ 100万円を限度とする。 カ 100万円を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	8月~11月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	●令和5年度		●令和4年度		
	ア	9件 (15,400千円)	イ	10件 (16,900千円)	
	イ	4件 (3,800千円)	ウ	4件 (4,000千円)	
	ウ	1件 (600千円)	エ	2件 (1,900千円)	
	エ	2件 (800千円)	オ	1件 (400千円)	
	オ	0件 (0千円)	カ	0件 (0千円)	
	カ	1件 (1,000千円)		0件 (0千円)	
担当からのコメント	・(一財)自治総合センターの単年度要綱に基づく助成であり、助成額等について変更の可能性あり。				

2		活力ある地域づくり助成事業(地域資源活用助成事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の自然、文化、歴史、産業、生活習慣等の特性を地域資源として発見し、積極的な活用を図ることを目的として実施する特色あるソフト事業。(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含む。)			
	対象団体 (事業主体)	・市町村(政令市を除く) ・広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないものであること。 ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業でないこと。 ・イベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に宝くじの広報表示を行うこと。 ・広報誌等を通じ「宝くじ助成金で整備した」若しくは「宝くじ助成金で実施する」旨の広報を行うこと。 ・当該年度における新規事業であること。但し、既存事業であっても大幅な内容変更がある場合は対象となる。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費は、事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内の額 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の10月申請			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱 コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり助成事業)留意事項				
制度創設年度	平成7年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成24年度	春日市	奴国の丘フェスタ		
	平成25年度	宗像市	唐津街道赤間宿活性化事業		
	平成26年度	福津市	合併10周年記念事業—津屋崎祇園山笠300周年記念イベント—		
	平成27年度	芦屋町	芦屋鋳物を活かした土産品創出事業		
		筑前町	草場川桜並木ライトアップ		
		香春町	JR日田彦山線・採銅所駅舎開業100周年記念行事		
	平成28年度	朝倉市	シンポジウム「あさくら天智悠久」2016		
		川崎町	魚楽園春まつり		
		大任町	日本初?「世界のカミキリムシ」展		
	平成29年度	直方市	高取焼発祥の地 ちくぜんのおがた高取焼大茶会		
	平成30年度	朝倉市	くろがわヒストリアート		
	令和元年度	田川市	たがわde炭鉱アート		
	令和2年度	中間市	堀川開削400周年記念事業		
	令和3年度	朝倉市	百人一首でつながる朝倉2021		
	令和5年度	直方市	東蓮寺藩誕生400年記念事業		
担当からのコメント	・平成23年度事業以降(一財)地域活性化センターから移行した助成事業				

3		活力ある地域づくり助成事業(広域連携推進助成事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	複数の助成対象団体が共同して(申請後合併により単独市町村となる場合、隣接していない場合及び都道府県をまたがる場合を含む)、広域的な連携を目的として実施するソフト事業(実行委員会等が実施するソフト事業に対して助成対象団体が助成を行う場合を含む。)			
	対象団体 (事業主体)	・市町村(政令市を除く) ・広域連合、一部事務組合、地方自治法の規定に基づき設置された協議会及び実行委員会等			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。 ・国の補助金の及び地方債を充当していないものであること。 ・複数年度にまたがった事業、毎年繰り返し実施されている事業でないこと。 ・イベント等ソフト事業のポスター、チラシ、看板等に宝くじの広報表示を行うこと。 ・広報誌等を通じ「宝くじの助成金で整備した」若しくは「宝くじの助成金で実施する」旨の広報を行うこと。 ・当該年度における新規事業であること。但し、既存事業であっても大幅な内容変更がある場合は対象となる。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費は、事業に必要な備品等の購入費、実施にかかる事業費及び企画立案費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内の額 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の10月申請			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱 コミュニティ助成事業(活力ある地域づくり助成事業)留意事項				
制度創設年度	平成7年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	<p>平成15年度 甘木・朝倉広域市町村圏事務組合 人と地域を結びいきいきわくわく食・農文化交流フェア</p> <p>平成19年度 北九州市 こども文化パスポート事業</p> <p>平成24年度 筑後市 魅力発見! 広域観光スタンプラリー事業</p> <p>平成26年度 筑紫野市(飯塚市、北九州市) 長崎街道筑前六宿開通400年記念事業</p> <p>平成29年度 筑後市(柳川市、八女市、大川市、みやま市、大木町、広川町) HAWKS ベースボールパーク筑後での「筑後七国デー」 築上町(添田町、川崎町、飯塚市、柳川市、みやま市) 「福岡の庭園に行こう!」市町村名勝庭園活用推進事業</p>				
担当からのコメント	・平成23年度事業以降(一財)地域活性化センターから移行した助成事業				

4	スポーツ拠点づくり推進事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	小・中・高校生が参加するスポーツの全国大会を継続して開催しようとする市町村及びスポーツ団体の取組みを支援することにより、全国各地に、青少年があこがれ、目標とするスポーツ毎の拠点を形成し、スポーツの振興と地域の再生を推進する事業に対して助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・小・中・高校生の大会であること。 ・10年ないしそれに準ずる期間の開催をしようとする意思が認められること。 ・原則として、全国全てのブロックから参加者が参集するものであること。 ・各地域での予選、他大会(地区大会等)の成績等による選抜が行われるものであること。 ・全国組織のスポーツ団体が主催、後援、認定などにより、全国大会として支援するものであること。 ・競技性を重視する大会であって、交流を主目的として開催されるものでないこと。 ・当該スポーツの振興と地域の再生に積極的に取り組むとの方針が明確であること。 ・特定の民間企業が、実質的に大会を主催するものでないこと。 ・青少年があこがれるような大会として既に全国的に認知されており、スポーツ振興及び地域再生の観点から改めて助成する意義が薄いものでないこと。 ・同一種目、同一対象者の大会で、既に拠点として確立されている他の既存の全国大会がないこと。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・助成対象経費は、承認スポーツ大会の開催に要する経費のうち市町村が負担する経費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1～7年目:毎年度400万円以内(承認スポーツ大会の継続開催に必要な備品購入等の初期費用の負担が含まれる場合は1年目のみ800万円以内)、8年目:350万円以内、9年目:300万円以内、10年目:250万円以内とする。 ・助成期間は、承認スポーツ大会の開催継続期間とし、10年を限度とする。 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の6月頃要望調査、12月頃申請			
根拠法令・要綱等	スポーツ拠点づくり推進事業実施要綱				
制度創設年度	平成17年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域活性化センター				
最近の実績	平成18年度 久留米市 紫灘旗高校弓道大会 (以降10年間)				
担当からのコメント	・現在募集なし 今後の新規募集未定				

5		移住・定住・交流推進支援事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方が都市住民等を受け入れる移住や定住の推進、交流人口の増加等につながる地域交流の推進により、地域を活性化することを目的として、市町村等又はNPO、ボランティア団体、各種協議会、商工会議所等が、自主的・主体的に実施する移住・定住・交流を推進する事業に対して助成を行う。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	都市住民等の移住・定住・交流の推進や住民同士の交流を推進することにより、地域を活性化する事業とし、次の基準に適合するもの ・助成対象団体又は地域団体等が自主的・主体的に実施する事業 ・助成終了後の事業展望が明確であり、持続性・発展性のある事業と認められること ・他に国の補助金の交付を受けていないこと ・計画策定のみは対象外			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	・助成対象経費は、対象団体が実施する事業費、又は事業を実施する地域団体等に対して対象団体が行う補助に要する経費 ・助成率は、助成の対象となる経費の100%以内 ・助成額は、1件につき200万円の範囲内			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等	移住・定住・交流推進支援事業実施要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域活性化センター				
最近の実績	平成29年度	大牟田市 那珂川町	女子力を活かした移住・定住・交流推進事業 南畑地区移住促進事業		
	平成30年度	朝倉市	来んね！住まんね！～ASAKURA～		
	令和元年度	香春町	香春町で実現「半農半X」プロジェクト		
	令和3年度	田川市	チャレンジャーをプロに育成する官民金連携の創業・定住支援事業		
		嘉麻市	嘉麻のニューノーマルで交流・関係人口拡大事業		
	令和5年度	糸島市	中学生と留学生の課題解決及び地域住民と地域留学生交流事業		
		筑前町	巨大わらがかし制作による地域活性化事業		
担当からのコメント	・平成24年度事業以降「移住・交流推進支援事業」及び「合併市町村住民組織活性化支援事業」を統合・再編成した事業 ・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり				

6	地方創生アドバイザー事業(地域活性化センター実施分)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	助成対象団体が行う自主的・主体的な地域づくりに対する支援の一環として、地域の活性化を推進するため適切な助言を行う各分野の専門家等の受け入れに要する経費の助成を行うもの。			
	対象団体 (事業主体)	・市町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	<p>テーマに具体性のある市町村等の自主的、主体的、継続的な地域づくり活動を支援する取組であるため、以下の事業は対象外</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 不特定多数の聴講者を対象に行われる受動的なもの ・ 聴講後に聴講者が各テーマについて共通認識を持つことが見込めないもの ・ 意識啓発のみを目的とし、アドバイス後に具体的な活動が示されないもの ・ 聴講中にアドバイザーと意見交換等ができないもの 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・アドバイザーの受け入れのために市町村等が支出した経費のうち以下のもの (ア)謝金:実費分(アドバイザー1人1回につき10万円を上限) (イ)交通費:実費分(日当及びグリーン料金等は除く) (ウ)宿泊費:実費分(アドバイザー1人1泊につき13,300円を上限) ・助成額は、1件につき20万円の範囲内の額 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等	地方創生アドバイザー事業実施要綱				
制度創設年度	平成3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域活性化センター				
最近の実績	平成23年度 大木町 平成24年度 うきは市 平成25年度 中間市 平成26年度 大牟田市 平成27年度 添田町、中間市、筑紫野市、うきは市 平成28年度 小郡市 平成30年度 宗像市 令和3年度 上毛町(中止)				
担当からのコメント	・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり				

7	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3176
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方創生に向けて、市町村または地域団体等が自主的・主体的に実施する自治体・地域・集落の消滅可能性の危機打開等に向けた事業に対する支援を行うための経費を助成するもの。			
	対象団体 (事業主体)	・市区町村 ・広域連合、一部事務組合及び地方自治法の規定に基づき設置された協議会			
	採択要件	将来的な地域の消滅可能性危機を回避することを目的に、自治体や地域団体等が住民と共に実施する事業とし、次の基準に適合するもの。 ①助成対象団体または地域団体等が自主的・主体的に実施するものであること ②事業展望が明確であり、助成終了後も継続・発展して実施されると認められるものであること ③他に国の補助金の交付を受けていないこと			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域活性化センター】			
	財政支援措置	助成対象団体が実施する事業費、または事業を実施する地域団体等に対して助成対象団体が行う補助に要する経費とする。 ・ア 地方創生人材育成伴走型応援事業…1件につき上限150万円 ・イ 地域経済循環分析事業……1件につき上限200万円 ・ウ 一般事業……………1件につき上限150万円 ・助成対象経費の100%以下			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の2月申請			
根拠法令・要綱等	地方創生に向けて“がんばる地域”応援事業実施要綱				
制度創設年度	平成27年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域活性化センター				
最近の実績	令和2年度	筑前町	地方創生人材育成事業		
	令和3年度	筑前町	地方創生人材育成事業		
		八女市	ReBORN 八女伝統工芸 (中止)		
	令和4年度	みやま市	分散型の地域づくりのためのブランディング事業		
		筑前町	地方創生人材育成事業		
	令和5年度	遠賀町	遠賀町商工会遠賀得トクまつり事業		
担当からのコメント	・単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり				

8	ふるさと融資(地域総合整備資金貸付制度)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課(県案件) 行財政支援課(市町村案件)	TEL	092-643-3176 092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	「ふるさと創生」事業の一環として平成元年度に制定された事業であり、地域振興に資する民間事業活動の積極的な展開を図り、活力と魅力ある地域づくりを支援するため、地方公共団体が無利子の地域総合整備資金を民間金融機関等による協調融資に併せて貸付ける長期低利子資金供給システム。			
	対象団体 (事業主体)	第3セクターを含む民間事業法人(100%公共団体出資のものは除く)			
	採択要件	地域の振興や活性化につながるあらゆる事業を対象とし、下記のすべての条件に該当することが必要 (1) 地方公共団体が策定する地域振興民間能力活用事業計画に位置づけられるもの (2) 公益性、事業採算性、低収益性の観点から実施されるもの (3) 事業の営業開始により事業地域内で県案件では5人以上(再生可能エネルギー再生事業は1人以上)、市町村案件では1人以上の新たな雇用の確保が見込まれるもの (4) 対象事業の設備投資総額が1千万円以上(用地取得費を除く)のもの (5) 用地取得等契約後5年以内に営業が開始されるもの ※貸付対象外 (1) 第三者に売却または譲渡することを予定する施設 (2) 風営法に規定する風俗営業等の用に供される施設			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 (○)その他【市町村単独】			
	財政支援措置	【貸付額】 (1) 42億円を限度とする。(ただし、市町村案件は10.5億円以下、県案件は10.5億円を超え42億円を限度とする。) (2) 貸付対象事業費から補助金を控除した額の35%を限度とする。 (3) 用地取得費は融資総額の3分の1を限度として算定する。 ※ (1)、(2)については、過疎地域、みなし過疎地域、離島地域、地域再生計画認定地域、定住自立圏、連携中枢都市圏等の特例あり。			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	福岡県地域総合整備資金貸付要綱及び各市町村で整備された要綱				
制度創設年度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域総合整備財団(ふるさと財団)				
最近の実績	【県案件分のみ】 平成10年度 (財)福岡県社会保険医療協会(田川市) 平成11年度 (財)福岡県社会保険医療協会(田川市)、(株)トリアス(久山町) 平成12年度 フレゼニウスメディカルケアジャパン (株)(豊前市)、(株)イズミ(大牟田市) 平成13年度 明治乳業(株)(八女市)、フレゼニウスメディカルケアジャパン (株)(豊前市)、(株)イズミ(大牟田市) 平成14年度 (株)イズミ(大牟田市)、明治乳業(株)(八女市) 平成15年度 (株)イズミ(久留米市) 平成16年度 (株)イズミ(久留米市)				
担当からのコメント	【償還期間】 20年以内(うち据置期間5年以内) 【債権の保全】 民間金融機関等の連帯保証が必要(物的担保は不要)				

9	個性ある地域づくり推進事業(地域づくり人材育成事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の活性化を図るため、住民参加の下、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を生かした主体的な地域づくりの支援を行う。 地域づくり人材育成事業は観光ガイドの育成、地域づくりグループへの助成事業等の地域づくりに携わる人材育成のための事業である。									
	対象団体 (事業主体)	市町村									
	採択要件	(1)地域住民の参加と協力が得られること。 (2)地域特性が十分発揮され、創意と工夫に満ちた事業であること。									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限率)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり人材育成事業</td> <td>1/3</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○補助対象経費:謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費</p>				事業名	(補助率)	(上限率)	地域づくり人材育成事業	1/3	250万円
	事業名	(補助率)	(上限率)								
地域づくり人材育成事業	1/3	250万円									
ヒア・申請の時期等	(例)要望調査10月頃、ヒアリング2月頃、申請4月、交付決定5月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例 個性ある地域づくり推進事業実施要綱 同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無							
関係省庁等											
最近の実績	平成30年度	筑紫野市、古賀市									
	令和元年度	筑紫野市、古賀市									
	令和2年度	宗像市、古賀市									
	令和3年度	筑紫野市、宗像市、古賀市 外4市 補助金交付額・・・1,179(千円)									
	令和4年度	筑紫野市、宗像市、古賀市 外4市町 補助金交付額・・・2,505(千円)									
担当からのコメント											

10	個性ある地域づくり推進事業(地域づくり戦略プロジェクト事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の活性化を図るため、住民参加の下、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を生かした主体的な地域づくりの支援を行う。 地域づくり戦略プロジェクト事業は、地域づくり計画に基づくモデル的事業と認められる事業である「シンボル事業(施設等整備事業以外の事業)」、「シンボル事業(施設等整備事業)」、「地域戦略イベント事業」の3事業がある。									
	対象団体 (事業主体)	市町村									
	採択要件	(1)地域住民の参加と協力が得られること。 (2)地域特性が十分発揮され、創意と工夫に満ちた事業であること。									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>地域づくり戦略プロジェクト事業</td> <td>1/2又は1/3</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>*補助率は市町村の財政力指数、合併の有無により異なる。</p> <p>○補助対象経費 (ソフト):謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費 (ハード):設計管理費、工事費(付帯工事費を含む)、設備費(機械器具購入費等)、その他知事が必要と認める経費</p>				事業名	(補助率)	(上限額)	地域づくり戦略プロジェクト事業	1/2又は1/3	500万円
	事業名	(補助率)	(上限額)								
地域づくり戦略プロジェクト事業	1/2又は1/3	500万円									
ヒア・申請の時期等	(例)要望調査10月頃、ヒアリング2月頃、申請4月、交付決定5月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無								
関係省庁等											
最近の実績	<p>平成30年度 柳川市、中間市、朝倉市、川崎町 外7市町村 補助金交付額・・・20,058(千円)</p> <p>令和元年度 八女市、みやこ町、朝倉市、柳川市 外5市町村 補助金交付額・・・18,079(千円)</p> <p>令和2年度 八女市、北九州市、飯塚市、須恵町 外3市 補助金交付額・・・10,421(千円)</p> <p>令和3年度 宗像市、古賀市、大牟田市、みやこ町、水巻町 補助金交付額・・・6,734(千円)</p> <p>令和4年度 宗像市、みやま市、朝倉市、水巻町 補助金交付額・・・9,525(千円)</p>										
担当からのコメント											

11	個性ある地域づくり推進事業(移住推進事業)													
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181									
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方												
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の活性化を図るため、住民参加の下、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を生かした主体的な地域づくりの支援を行う。 移住推進事業は、個性ある地域づくり推進計画に基づく移住施策を推進する事業と認められる事業であり、空き家や遊休施設を活用した移住促進施設を整備する「移住促進ハード事業」、移住専用促進サイトの製作や移住に関するイベント等を実施する「移住促進ソフト事業」の2事業がある。												
	対象団体 (事業主体)	市町村												
	採択要件	(1) 地域住民の参加と協力が得られること。 (2) 地域特性が十分発揮され、創意と工夫に満ちた事業であること。												
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】												
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>移住促進ハード事業</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>移住促進ソフト事業</td> <td>1/2</td> <td>250万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○補助対象経費 (ハード):設計管理費、工事費(付帯工事費を含む)、設備費(機械器具購入費等)、その他知事が必要と認める経費 (ソフト):謝金、旅費、委託料、需用費、その他知事が必要と認める経費</p>				事業名	(補助率)	(上限額)	移住促進ハード事業	1/2	500万円	移住促進ソフト事業	1/2	250万円
	事業名	(補助率)	(上限額)											
移住促進ハード事業	1/2	500万円												
移住促進ソフト事業	1/2	250万円												
ヒア・申請の時期等	(例) 要望調査10月頃、ヒアリング2月頃、申請4月、交付決定5月													
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱													
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無											
関係省庁等														
最近の実績	令和2年度 田川市、水巻町、宗像市、川崎町 外2市町 令和3年度 実績なし 令和4年度 八女市、宗像市、嘉麻市 補助金交付額・・・5,421(千円)													
担当からのコメント														

12	個性ある地域づくり推進事業(広域地域連携事業)										
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181						
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方									
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の活性化を図るため、住民参加の下、地域の創意と工夫による地域の固有の資源を生かした主体的な地域づくりの支援を行う。 広域地域連携事業は、2以上の市町村が共同で実施する広域的なソフト事業であり、フェスティバル、セミナーなどを対象とした「広域イベント事業」と、市町村が事業主体となって継続する「広域連携プロジェクト移行支援事業」の2事業がある。									
	対象団体 (事業主体)	市町村(複数の市町村が組織する協議会等を含む。)									
	採択要件	(1)地域住民の参加と協力が得られること。 (2)地域特性が十分発揮され、創意と工夫に満ちた事業であること。									
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】									
	財政支援措置	<table border="1"> <thead> <tr> <th>事業名</th> <th>(補助率)</th> <th>(上限額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広域地域連携事業</td> <td>1/2</td> <td>500万円</td> </tr> </tbody> </table> <p>○補助対象経費の詳細は、個性ある地域づくり事業費補助金交付要綱 別表(第2条関係)を参照</p>				事業名	(補助率)	(上限額)	広域地域連携事業	1/2	500万円
	事業名	(補助率)	(上限額)								
広域地域連携事業	1/2	500万円									
ヒア・申請の時期等	(例)要望調査10月頃、ヒアリング2月頃、申請4月、交付決定5月										
根拠法令・要綱等	福岡県地域づくり基金条例、個性ある地域づくり推進事業実施要綱、同補助金交付要綱										
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無		(○)有 ()無							
関係省庁等											
最近の実績	平成30年度	直鞍地域、直方市外3市町 嘉飯地域、飯塚市外2市町 田川地域、田川地区実行委員会 遠賀町 鞍手町 補助金交付額・・・2,160(千円)									
	令和元年度	直鞍地域、直方市外3市町 嘉飯地域、飯塚市外2市町 田川地域、田川地区実行委員会 直方市外2市町 古賀市外1市 朝倉市外1市 補助金交付額・・・3,275(千円)									
	令和2年度	筑後七国活性化協議会 筑後市外6市町 八女・筑後結婚サポートセンター運営協議会 八女市外2市町 補助金交付額・・・1,878(千円)									
	令和3年度	古賀市・福津市 補助金交付額・・・262(千円)									
	令和4年度	直方市、飯塚市、田川市 補助金交付額・・・1,891(千円)									
担当からのコメント											

13	地域づくりアドバイザー派遣事業(県実施分・個性ある地域づくり推進事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村が自主的・主体的な地域づくりに取り組み、住民福祉の向上と地域の活性化に資することを目的として、県が市町村にアドバイザーを派遣し地域づくりに関する必要な助言・指導を受ける機会を提供するものである。 このことにより、市町村の個性ある地域づくりを一層推進していくものである。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	①アドバイザー派遣が市町村の個性ある地域づくりに特に寄与すると認められるものであること。 ②地域づくりに関する住民委員会など受け入れ体制が整っていること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	補助対象経費:アドバイザーに対する報償費 補助対象限度額:1時間当たり6,000円までとし、1市町村40時間以内、24万円を限度とする。 実施期間:単年度			
	ヒア・申請の時期等	要望調査 10月頃、ヒアリング 2月頃、申請時期 4月			
根拠法令・要綱等	個性ある地域づくり推進事業実施要綱、地域づくりアドバイザー派遣事業実施要領				
制度創設年度	平成元年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績	平成30年度 令和元年度 令和2年度 令和3年度 令和4年度	広川町 広川町 実績なし 実績なし 岡垣町	補助金交付額・・・117(千円)		
担当からのコメント	アドバイザーに対する報償費のみを県が負担するもので、旅費等は市町村の負担となります。				

14	地域づくり団体活動支援事業(地域づくり団体全国協議会分)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3210
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(以下「登録団体」という。)が行う自主的・主体的な地域づくり活動を支援するため、登録団体が行う講師等を招聘して開催する研修会等の事業について、登録団体からの申請に基づき、講師等の謝金及び旅費を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	地域づくり団体全国協議会の賛助会員(ただし、同年度に「都道府県協議会等体制強化事業」または「地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業」の助成を受けた団体を除く。)			
	採択要件	1 自主的・主体的な地域づくりのために講師等を招聘して開催する研修会の事業(多数の聴講者を対象とし、営利を目的としないもの) 2 自主的・主体的な地域づくりや団体の内部体制の強化等のためにアドバイザー等を招聘して指導もしくは助言を受ける事業 3 令和5年4月1日から令和6年2月29日までの間に実施する事業 ※ 1団体あたり1事業のみとする。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地域づくり団体全国協議会】			
	財政支援措置	講師等の派遣にかかる謝金及び旅費の合計額助成(上限額15万円) ア 謝金：10万円を限度とする。 イ 旅費：交通費及び宿泊費(日当は含まない)を対象とし、10万円を限度とする。			
	ヒア・申請の時期等	令和5年3月～12月 (ただし、助成金の累計額が予算額に達し次第、受付終了)			
根拠法令・要綱等	令和5年度地域づくり団体活動支援事業実施要綱 (地域づくり団体全国協議会)				
制度創設年度	平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	地域づくり団体全国協議会				
最近の実績	令和元年度実績：県内6団体 令和2年度実績：県内3団体 令和3年度実績：県内2団体 令和4年度実績：県内4団体				
担当からのコメント	・地域づくりネットワーク福岡県協議会の登録団体となった団体が、地域づくり団体全国協議会の登録団体となることができます。 ・当該事業の申請書は、事業実施予定日の1か月前までに県協議会を通じて、全国協議会に提出する必要があります。				

15	地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業 (地域づくり団体全国協議会分)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3210
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域づくり団体全国協議会に登録している地域づくり団体(以下「登録団体」という。)の活動資金調達を支援するため、クラウドファンディングの活用に伴う費用の一部を助成する。			
	対象団体 (事業主体)	地域づくり団体全国協議会の賛助会員(ただし、同年度に「地域づくり団体活動支援事業」又は「都道府県協議会等体制強化事業」の助成を受けた団体を除く。)			
	採択要件	以下1~3のすべてに該当する事業 1 自主的・主体的な地域づくりのためにクラウドファンディングを活用し、支援総額が目標金額を達成した事業。 2 令和5年4月1日から令和5年12月31日までにクラウドファンディング企画の支援募集期間が終了する事業。 3 目標金額が30万円以上のもの。 ※ 1団体あたり1事業のみとする。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地域づくり団体全国協議会】			
	財政支援措置	目標金額の25%又は25万円のいずれか低い額を上限とし、かつ助成対象経費の100%以下の金額を助成。 助成対象経費の内訳は以下のとおり 1 アドバイザー招聘に要する謝金及び旅費の合計額を助成(上限額15万円) (1) 謝金: 10万円を限度とする。 (2) 旅費: 交通費及び宿泊費(日当は含まない)を対象とし、10万円を限度とする。 2 クラウドファンディング活用における広報費を助成(上限額15万円) 3 支援に対するリターン品に係る経費に要する2分の1の額を助成(上限額10万円) 4 クラウドファンディング事業者に支払う手数料の2分の1の額を助成(上限額10万円) ※1,2,3については、合計額(1+2+3)の上限額15万円			
ヒア・申請の時期等	令和5年3月~12月 (ただし、助成金の累計額が予算額に達し次第、受付終了)				
根拠法令・要綱等	令和5年度地域づくり団体クラウドファンディング活用支援事業実施要綱 (地域づくり団体全国協議会)				
制度創設年度	平成31年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	地域づくり団体全国協議会				
最近の実績					
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> 地域づくりネットワーク福岡県協議会の登録団体となった団体が、地域づくり団体全国協議会の登録団体となることができます。 当該事業の申請書は、クラウドファンディングの支援募集開始の1か月前までに県協議会を通じて、全国協議会に提出する必要があります。 				

16		定住自立圏			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL 092-643-3210
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	定住自立圏は、中心市と周辺市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。 圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、周辺市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。			
	対象団体 (事業主体)	定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及び当該中心市と定住自立圏形成協定を締結した周辺市町村。			
	採択要件	定住自立圏は市町村の自主的取組であり、国又は県が指定ないし採択するものではないが、同構想の推進に際しては、国の推進要綱に定める以下の手続を経ることとなる。 1 中心市宣言(推進要綱 第4) 2 定住自立圏形成協定の締結(推進要綱 第5) 3 定住自立圏共生ビジョンの策定(推進要綱 第6)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 (○)その他【地方交付税、地方債等】			
	財政支援措置	(1)総務省の支援策 特別交付税措置の特例措置等 (2)関係省庁の支援策 「農山漁村振興交付金」(農林水産省)等、総務省、文部科学省、厚生労働省、国土交通省、環境省における優先配慮等			
	ヒア・申請の時期等	(県は、構想を推進する中心市等の協議を受け、必要な技術的助言を行う)			
根拠法令・要綱等		定住自立圏構想推進要綱			
制度創設年度		平成21年度 (先行実施団体は、20年度～)	改正・見直し等の 予定の有無	()有 (○)無	
関係省庁等		総務省			
最近の実績		県内の状況は、下記のとおりである。			
中心市名及び 中心市宣言日	構成団体 (太字:中心市)	予定される取組			
八女市 H21. 4. 24	八女市	予約型乗合タクシー事業などの公共交通ネットワークの構築、光ファイバー網の整備、健康診査事業等の実施による圏域の生活機能の強化等			
中津市 H21. 4. 30	大分県中津市 ・宇佐市・豊後高田市・豊前市・吉富町・築上町・上毛町	小児救急医療体制の確保、勤労者福祉厚生対策、コミュニティバスの共同運行、UJIターン推進事業、公共施設相互利用促進事業、広域道路網の整備、合同研修・人材育成・専門家招聘 注)定住自立圏構想においては、県境を超えた取組が可能である。			
大牟田市 H21. 8. 28	大牟田市 ・柳川市・みやま市・熊本県荒尾市・長洲町・南関町	認知症施策の広域的推進事業、地域公共交通の維持・確保等、幹線道路整備事業、地域資源を活かした広域観光振興事業			
田川市 H28. 9. 23	田川市 ・香春町・添田町・糸田町・川崎町・大任町・赤村・福智町	休日夜間における医療体制の構築、奨学金事業の広域実施、広域観光の推進、将来のリーダーを育成する塾の開催等、地域公共交通網の再編			
飯塚市 H29. 12. 22	飯塚市 ・嘉麻市・桂川町	休日・夜間急患センターの広域運営、子育て支援センターの相互利用、産学官の連携の促進、戦略的な広域観光の推進等			
担当からのコメント					

17	連携中枢都市圏				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3210
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>地域において、相当の規模と中核性を備える圏域において市町村が連携し、コンパクト化とネットワーク化により「経済成長のけん引」、「高次都市機能の集積・強化」及び「生活関連機能サービスの向上」を行うことにより、人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点である「連携中枢都市圏」を形成することを目的とする。</p> <p>連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及び連携市町村の取組に対して、必要な財政措置が講じられる。</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>連携中枢都市圏は、圏域の中心市(連携中枢都市)と近隣市町村が、地方自治法に基づく「連携協約」を締結することにより形成される圏域。</p> <p>※本県で連携中枢都市の要件を満たす市は、北九州市、福岡市、久留米市。</p>			
	採択要件	<p>①連携中枢拠点都市宣言</p> <p>中心都市が近隣市町村との連携に基づいて圏域全体の将来像を描き、圏域全体の経済を牽引し圏域の住民全体の暮らしを支えるという役割を担う意思を明示するため、「連携中枢都市圏宣言書」を作成し、公表。</p> <p>②連携中枢都市圏形成に係る連携協約の締結</p> <p>連携中枢都市と近隣市町村が1対1で、連携する分野等について、議会の議決を経て連携協約を締結。(広域連携する複数自治体による合同行為でなく双務契約)</p> <p>③都市圏ビジョンの策定</p> <p>連携中枢都市が、連携協約に基づく具体的取組(期間・規模)について、近隣市町村との協議を経て策定。</p>			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 (○)その他【地方交付税、特別交付税等】			
	財政支援措置	<p>1. 連携中枢都市及び連携市町村の取組に対する包括的財政措置</p> <p>(1) 連携中枢都市の取組に対する財政措置</p> <p>①普通交付税</p> <p>連携市町村も含めた圏域全体の住民のニーズに対応した、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」の取組に対する財政措置。</p> <p>圏域全体のために連携中枢都市が実施する取組に係るものであることから圏域人口に応じて算定(圏域人口75万の場合、約2億円)。</p> <p>②特別交付税</p> <p>「生活関連機能サービスの向上」の取組に対する財政措置。</p> <p>1市当たり年間1.2億円程度を基本として、圏域内の連携市町村の人口・面積及び連携市町村数から上限額を設定の上、事業費を勘案して算定。</p> <p>(2) 連携市町村の取組に対する財政措置(特別交付税)</p> <p>「生活関連機能サービスの向上」の取組に加え、「経済成長のけん引」及び「高次都市機能の集積・強化」に資する取組に対する財政措置。</p> <p>1市町村当たり年間1,500万円を上限として、当該市町村の事業費を勘案して算定。</p> <p>2. 外部人材の活用に対する財政措置</p> <p>産業振興、医療サービスの向上、ICTの効果的活用などの取組を進めるため、圏域外から専門性を有する民間又は行政分野の人材を確保し、活用する経費に対する特別交付税措置(圏域構成市町村当たり年間700万円を上限とし、最大3年間の措置)。</p>			

	<p>3. 個別の施策分野における財政措置</p> <p>(1) 病診連携等による地域医療の確保に対する財政措置(特別交付税) 病診連携、夜間休日医療、遠隔医療等により地域の医療提供体制の確保に取り組む市町村に対し、特別交付税措置(圏域の中核的病院と位置づけられた市町村立病院又は民間病院を中心とした取組に関する市町村の負担金への特別交付税措置(80%、上限800万円)。)。</p> <p>(2) へき地における遠隔医療に対する財政措置の拡充(特別交付税) (1)の取組の一環として、へき地保健医療事業実施計画に基づき遠隔医療の取組を行う市町村に対して遠隔医療システム運営に要する経費への特別交付税措置の拡充(80%)。</p> <p>4. 連携中枢都市圏の形成に対応した辺地度点数の算定要素の追加 連携中枢都市圏の形成により、辺地度点数の積算に当たって連携中枢都市までの距離を算定することを可能とする。</p>		
	ヒア・申請の時期等	(県は、連携中枢都市の協議を受け、必要な助言を行う)	
根拠法令・要綱等	連携中枢都市圏構想推進要綱		
制度創設年度	平成26年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	総務省		
最近の実績	連携中枢都市及びビジョン策定日	構成自治体 (太字:連携中枢都市)	圏域の目指す姿及び目標
	久留米市 H28. 2. 23 第2期ビジョン策定日 R3. 12. 24	久留米市・大川市・小郡市・うきは市・太刀洗町・大木町	久留米市圏域の目指す将来像は「住み続けたい、暮してみたい、訪れてみたい～魅力ある久留米広域連携中枢都市圏の創造～」とし取組を推進する。 目標値は、令和7年度末の圏域人口45万人。
	北九州市 H28. 4. 18 第2期ビジョン策定日 R3. 3. 31	北九州市・直方市・行橋市・豊前市・中間市・宮若市・芦屋町・水巻町・岡垣町・遠賀町・小竹町・鞍手町・香春町・みやこ町・上毛町・築上町・吉富町	北九州都市圏域では、迫り来る人口減少への対策として、圏域の市町村が連携し、「住みやすく、人をひきつける圏域」を目指す。 SDGsを原動力に圏域人口の急速な減少抑制を目指すことを目標としている。
担当からのコメント			

18	離島活性化交付金事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3181
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	<p>制度内容 (目的・事業概要)</p>	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活の安定及び福祉の向上を図ると共に、地域間の交流を促進し、居住する者のない離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、戦略産業の育成による雇用拡大等の定住促進、観光の推進等による交流の拡大促進等のための事業を実施し、離島の振興を図ることを目的とする。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 定住促進事業</p> <p>ア 産業活性化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用機会の創出のための戦略産品開発 ・戦略産品の移出に係る輸送費支援 ・原材料等の移入に係る輸送費支援 ・企業誘致等促進のための調査、コーディネーターの招聘等 <p>イ 定住誘引事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・U・J・I ターン希望者のための情報提供等 <p>ウ 流通効率化事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・海上輸送、保管等の過程で流通効率化に効果のある機材の導入 <p>エ デジタル技術等新技術活用促進事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・デジタル等の新技術導入による地域課題の解決を図る取組を支援 <p>オ 小規模離島等生活環境改善事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少により支障が生じている小規模離島等の住民の生活環境を改善する取組を支援 <p>カ 安全安心向上事業（計画策定等事業）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・防災力向上のための調査、防災講習の実施等 <p>(2) 交流促進事業</p> <p>ア 離島における地域情報の発信</p> <p>イ 交流人口・関係人口拡大のための仕掛けづくり</p> <p>ウ 島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進</p>			
	<p>対象団体 (事業主体)</p>	<p>(1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県(以下「都道府県」という。)</p> <p>(2) 離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。)</p> <p>(3) 民間団体(都道府県又は市町村に存する経済団体(商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等)、民間事業者、その他必要に応じ地域関係者)</p>			

採 択 要 件	<p>1 一般的基準 定量的な成果目標が設定され、成果目標の達成に向けた工程が適切に設定されていること</p> <p>2 事業別基準 (1)定住促進事業 ア 産業活性化事業 ① 戦略産品開発事業は、離島の産品を利用する事業で、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること ② 輸送支援事業は、離島から本土に移出する際の海上輸送が対象であって、地域における新たな雇用の創出又は労働需要の増加に寄与するものであること ③ 企業誘致等促進事業は、離島への企業誘致に繋がる事業であって、地域における新たな雇用の創出又は地域経済への波及効果が見込める取組であること イ 定住誘引事業（定住情報の提供） 島の人口減少の抑制又は島への移住人口の増加等に寄与する事業であること ウ 流通効率化事業 ① 対象機材等を活性化計画に基づき異なる業種の複数の者が共同で利用すること ② 対象品目が、活性化計画に基づき離島において移出入される物品であること ③ 対象機材等については、個々の機材の規模、機能等が離島振興計画に沿ったものであり、かつ事業の効果が明確に期待されるものであること エ デジタル技術等新技術活用促進事業 デジタル技術等の新技術を活用する事業で、地域の課題解決に繋がるものであること オ 小規模離島等生活環境改善事業 日常生活に必要な機能が存在しない場合又はそれに準ずる場合にそれらを補完する事業であること カ 安全安心向上事業 離島の防災機能強化に資するものであること</p> <p>(2)交流促進事業 離島の他の地域との交流を通じて、交流人口・関係人口の拡大に寄与する事業であること。また、島外住民との交流の実施・繋がり構築の推進事業は、事業実施後においても当該事業が市町村等において継続して実施される可能性が高いものであること</p>			
	補 助 主 体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】		
	財 政 支 援 措 置	事業実施主体が都道府県、市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。)の場合、要する経費の2分の1以内 事業実施主体が民間団体の場合、要する経費の3分の1以内、かつ都道府県又は市町村が当該経費に対して補助する金額の範囲内		
	ヒア・申請の時期等	次年度概算要望調査ヒアリング 6月 今年度執行状況・次年度要望調査ヒアリング 10月 次年度本要望調査ヒアリング 2月 事業計画、交付申請書提出 4月		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	離島活性化交付金事業実施要綱、離島活性化交付金交付要綱、離島活性化交付金事業実施要領			
制 度 創 設 年 度	平成25年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	

関係省庁等	国土交通省国土政策局離島振興課
最近の実績	<p>平成30年度 宗像市 補助金交付額・・・5,730(千円)</p> <p>令和元年度 宗像市 補助金交付額・・・8,138(千円)</p> <p>令和2年度 宗像市 補助金交付額・・・4,015(千円)</p> <p>令和3年度 宗像市 補助金交付額・・・3,998(千円)</p> <p>令和4年度 宗像市 補助金交付額・・・2,866(千円)</p>
担当からのコメント	本事業の実施にあたっては、市町村が主体となり離島活性化事業計画を作成し、県に提出し、県は、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。

19	福岡県地域おこし協力隊地元定住支援事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3210
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内市町村における地域おこし協力隊員の退任後の定住率を向上させることを目的として、当該市町村が実施する地域おこし協力隊員の定住に向けた準備に対する支援に必要な経費及び定住支援計画の策定及び計画に基づく事業の実施、検証に必要な助言・指導を受けるためにアドバイザーを活用する費用に対して助成を行うもの。			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	国又は県が交付する他の負担金または補助金等の交付対象となっていないこと			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村が作成した定住支援計画に基づき、地域おこし協力隊員の資格取得、先進地視察等に対する支援に必要な経費に対する助成 (補助率：1/2、補助限度額：隊員1人あたり250千円) ・定住支援計画の策定及び計画に基づく実施、検証に際し、市町村がアドバイザーの助言・指導を受ける際に必要な経費に対する助成。 (補助率：1/2) 			
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	福岡県地域おこし協力隊地元定住支援事業費補助金交付要綱				
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和4年度 1件				
担当からのコメント	令和4年度新規事業				

20	宝くじ文化公演事業(宝くじおしゃべり音楽館)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 ①出演者は「春風亭小朝」「小原孝」「島田歌穂」及び「おしゃべり音楽館ポップスオーケストラ」とする。 ②公演時間はおよそ120分から150分で2部構成とし、第2部において、出演者と地元合唱団との共演コーナーを設けることができる。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね800人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ④新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。) ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等	宝くじ文化公演事業実施要綱				
制度創設年度	平成18年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成28年度	筑紫野市			
	令和元年度	飯塚市			
	令和4年度	宗像市			
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

21		宝くじ文化公演事業(宝くじまちの音楽会)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容は、「南こうせつ with ウー・ファン～心のうたコンサート～」、「岩崎宏美・岩崎良美～ふれあいコンサート～」、「岡村孝子 With 三浦和人～プレミアムな瞬間を重ねて～」のうちいずれかひとつで2部構成とする。 第2部では、地元合唱団等との共演コーナー(2曲)を設ける。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね800人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費 <u>以外</u> は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費 ③ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ④新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。) ⑨地元出演者の募集及び参加に関する経費			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等	宝くじ文化公演事業実施要綱				
制度創設年度	平成15年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成30年度	小郡市			
	令和2年度	久留米市	(令和3年度に実施延期)		
	令和3年度	久留米市			
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

22		宝くじ文化公演事業(宝くじふるさとワクワク劇場)			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な演劇を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容は、第1部 お笑いオンステージ(ベテラン落語家等による演芸ステージ)、第2部 ほのぼのの喜劇劇場(プロの喜劇役者が演じる舞台に公開オーディションで選考された地元出演者が参加)の2部構成である。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	会場は公立の文化施設等で、収容人員が概ね800人以上の施設であること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随 経費 ③新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ④地元出演者の募集及び参加に関する経費 ⑤ケータリング経費 ⑥飾花・花束代 ⑦ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ⑧入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。)			
ヒア・申請の時期等	実施前年度8月～9月頃に申請				
根拠法令・要綱等	宝くじ文化公演事業実施要綱				
制度創設年度	平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成23年度 朝倉市 令和3年度 柳川市				
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

23	宝くじ文化公演事業(宝くじ文化公演)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>宝くじの社会貢献広報事業として、地域の人々に上質な音楽、演劇及び文化にする講演会等を提供し、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>事業内容は、次に掲げる事業のうち、自治総合センターと開催地の地方公共団体とが協議して定める。ただし、1事業について連続する2日間で1都道府県内2市町村等が同一内容の公演を開催することを原則とする。</p> <p>①交響楽団等による演奏会 ④落語・漫才・奇術等 ②演劇(ミュージカル等を含む) ⑤文化講演会 ③演奏家等によるリサイタル</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く)			
	採択要件	公立の文化施設等。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<p>・次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。</p> <p>①会場、会場の設備及び備品使用料(音響、照明を含む) ②運営スタッフ(受付、会場整理、搬入搬出、駐車場、カゲアナ他)の費用及び付随経費</p> <p>③新聞、広報誌、ウェブサイト(ホームページ)等の広報費 ④ケータリング経費 ⑤飾花・花束代 ⑥ポスターの掲出、チラシの配布に要する経費 ⑦入場券の売り捌き手数料(外部の前売り所を活用する場合についてのみ設定可能であり、売り捌き手数料の50%は自治総合センターで負担する。) ⑧フルコンサートグランドピアノ使用料及び調律料</p>			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等	宝くじ文化公演事業実施要綱				
制度創設年度	昭和55年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	<p>令和2年度 大川市・朝倉市 デーモン閣下&岡本知高 悪魔の森の音楽会 (令和3年度に実施延期)</p> <p>令和3年度 大川市・朝倉市 名曲歌酔いコンサート</p> <p>令和4年度 中間市・小郡市 名曲歌酔いコンサート 太宰府市・岡垣町 栗コーダーカルテット ～ファミリー・コンサート～</p>				
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

24	“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・ベースボール）				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		（ ）ハード （○）ソフト （ ）両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>タイトルホルダー等の著名な元プロ野球選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、野球教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>事業内容 ①指導者クリニック(120分)※選択制 ②少年少女ふれあい野球教室(概ね120分) ③ふれあい講演会(60分)※近隣に会場がない場合に限り選択制 ④ドリーム抽選会(15分) ⑤アトラクション(30分) ⑥親善試合「ドリーム・ゲーム」(7回戦・90分)</p>			
	対象団体 (事業主体)	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採択要件	<p>・野球場（収容人員概ね2,000人以上を有するもの）</p> <p>・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。</p>			
	補助主体	（ ）国庫 （ ）県単独 （○）その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<p>次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。</p> <p>①会場及び付帯施設、設備の提供と運営（音響費及び看板製作費、備品レンタル費の一部を除く。）</p> <p>②運営スタッフの提供</p> <p>③参加者、出場者の募集と管理</p> <p>④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター、チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する)</p> <p>⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)（ただし、2日間の選手送迎用のバス借上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担)</p> <p>⑥選手、スタッフの昼食等手配</p>			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請			
根拠法令・要綱等	宝くじスポーツフェア実施要綱				
制度創設年度	平成2年度(現要綱は平成16年度から)	改正・見直し等の予定の有無	（ ）有 （○）無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	<p>平成22年度 北九州市、糸島市</p> <p>平成24年度 宮若市</p> <p>平成25年度 小郡市</p>				
担当からのコメント	<p>開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定)</p> <p>開催会場は、野球場、講演会場(野球場に隣接した施設)及び体育館(雨天会場)</p> <p>* 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。</p>				

25	“宝くじスポーツフェア” (はつらつママさんバレーボール)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	バレーボールの世界大会・オリンピック等の出場経験者からなるドリームチームと開催地ママさんチームとの親善試合、バレーボール教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。 事業内容 ①バレーボール指導者クリニック(120分) ②バレーボール教室(120分) ③アトラクション(25分) ④親善試合「フレンドリー・マッチ」(概ね90分) ⑤ドリーム抽選会(10分)			
	対象団体 (事業主体)	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採択要件	・2面以上のコート、収容人員が600人以上である公立体育館等 ・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。 ①会場及び付帯施設・設備の提供と運営 ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター、チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)(ただし、2日間の選手送迎用のバス借上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担) ⑥選手、スタッフの昼食等手配			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請			
根拠法令・要綱等	宝くじスポーツフェア実施要綱				
制度創設年度	平成16年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成21年度	うきは市			
	平成28年度	行橋市			
	平成30年度	太宰府市			
担当からのコメント	開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定) 開催会場は、公立体育館等で、バレーボール教室や開会式等では、拡声・BGM等のための音響設備が必要(派遣選手用の男女各控室の確保、男女各シャワールームが必要。) * 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。				

26		“宝くじスポーツフェア”（ドリーム・サッカー）			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		（ ）ハード （○）ソフト （ ）両方			
事業の概要	制度内容 （目的・事業概要）	<p>サッカー元日本代表選手(国際サッカー連盟、アジアサッカー連盟または日本サッカー協会の公式大会に登録された経歴のある男子OB選手)及び元日本代表に準ずる元選手からなるドリームチームと開催地チームとの親善試合、サッカー教室等を全国各地で行い、青少年の健全育成や、明るいまちづくりなどコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。</p> <p>事業内容 ①サッカー指導者クリニック(120分) ②少年少女サッカー教室(120分) ③アトラクション(15分) ④親善試合「ドリーム・ゲーム」(75分) ⑤ドリーム抽選会(15分)※親善試合ハーフタイム時に行う</p>			
	対象団体 （事業主体）	県及び市町村(政令市を除く。)			
	採択要件	<p>・概ね3,000人以上収容できるサッカースタジアム</p> <p>・主催者は、この事業が円滑に実施されるよう積極的に協力し、特に、広報誌への掲載、ポスター・チラシの掲示・配布等事業の周知宣伝を行い、会場を満員にするよう努力するものとし、開催会場及び関係印刷物に宝くじに関する表示をする等、宝くじの広報を行うこと。</p>			
	補助主体	（ ）国庫 （ ）県単独 （○）その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<p>次に掲げる経費以外は原則として(一財)自治総合センターが負担する。</p> <p>①会場及び付帯施設、設備の提供と運営(音響費を除く。) ②運営スタッフの提供 ③参加者、出場者の募集と管理 ④開催告知及び集客(ただし、告知用のポスター・チラシは、(一財)自治総合センターで作成し、提供する) ⑤選手等の送迎(最寄り駅あるいは空港から宿泊地の間等)(ただし、2日間の選手送迎用のバス借り上げ費用は、(一財)自治総合センターにおいて負担) ⑥選手、スタッフの昼食等手配</p>			
ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月に申請				
根拠法令・要綱等	宝くじスポーツフェア実施要綱				
制度創設年度	平成18年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成25年度 令和4年度	八女市 春日市			
担当からのコメント	<p>開催時期は、日曜日、祝祭日を含む2日間(2日目が休日になるように設定)</p> <p>開催会場は、サッカースタジアム及び体育館(雨天会場)</p> <p>* 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。</p>				

27	コミュニティ助成事業(一般コミュニティ助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業。 (参考例) 芝刈機、除雪機、トレーニング用具、健康管理器具、太鼓、御輿、山車、法被、テント、視聴覚機器、調理用機器、イス・テーブル、各種スポーツ用具、遊具、掲示板、屋外放送設備等			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報を図るため、当該設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。 ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような設備等の整備でないもの。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・1件につき100～250万円(10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	令和元年度	36件	81,400千円		
	令和2年度	45件	103,000千円		
	令和3年度	50件	112,300千円		
	令和4年度	46件	107,600千円		
	令和5年度	46件	103,300千円		
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> * 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。 * 令和元年度から令和4年度は実績額。令和5年度は交付決定額。 				

28	コミュニティ助成事業(コミュニティセンター助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 住民の行う自主的なコミュニティ活動を積極的に推進し、その健全な発展を図るため、住民の需要の実態に応じた機能を有する集会施設(コミュニティセンター・自治会集会所等)の建設又は大規模修繕、及びその施設に必要な備品(一般コミュニティ助成事業との併用は不可)の整備に関する事業。(ただし、土地の整備(取得・造成を含む)、既存施設・中古品の購入、既存の施設又は設備等の修理・修繕・撤去・解体処理・外構工事に要する経費は対象外。)			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報を図るため、当該施設又は設備に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。 ・原則として、短期間に消費若しくは破損するような設備等の整備でないもの。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	1件につき対象となる総事業費の5分の3以内に相当する額(10万円単位)ただし、1,500万円を限度。			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	昭和47年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	令和元年度	3件	41,800千円		
	令和2年度	3件	44,600千円		
	令和3年度	4件	54,200千円		
	令和4年度	4件	46,700千円		
	令和5年度	4件	54,500千円		
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> * 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。 * 令和元年度から令和4年度は実績額。令和5年度は交付決定額。 				

29	コミュニティ助成事業(青少年健全育成助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) 青少年の健全育成に資するため、主として親子で参加する次のソフト事業を対象とする。(ただし、備品は対象外。) ① スポーツ・レクリエーション活動に関する事業 ((一財)自治総合センターが実施している野球、バレーボール、サッカーに関する事業と重複するものは対象外。) ②文化・学習活動に関する事業 ③その他コミュニティ活動のイベント等に関する事業			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)又は市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	・宝くじの社会貢献広報を図るため、イベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	・1件につき30～100万円(10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	平成11年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	令和元年度 2件 1,600千円 令和4年度 1件 1,000千円				
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。 * 令和元年度から令和4年度は実績額。令和5年度は交付決定額。				

30	コミュニティ助成事業(共生の地域づくり助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の創意工夫により、地域の実情に応じて、子ども、女性、高齢者、障がい者など全ての住民にやさしいまちづくりを進めるための先導的な、設備等(建築物、消耗品は除く)の整備に関する事業又はソフト事業に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与するものとする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村(政令市を除く。)			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・宝くじの社会貢献広報を図るため、施設又は設備等、若しくはイベント等ソフト事業のポスター・チラシ・看板等に宝くじ助成の旨を表示するほか、市町村の広報誌等を通じ広報すること。 ・国の補助金及び地方債を充当していないもの。 ・年度内に実施、及び完了するもの。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・1団体につき1,000万円を限度とする。 ただし、ソフト事業の場合は1団体500万円を限度とする。(助成金は10万円単位) ・用地取得に要する経費は助成の対象としない。 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度9月～10月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	令和元年度	1件	3,700千円		
	令和2年度	2件	11,300千円		
	令和3年度	1件	4,800千円		
	令和4年度	1件	10,000千円		
	令和5年度	2件	14,900千円		
担当からのコメント	<p>(一財)自治総合センターが実施している他の事業と重複するものは助成の対象とならない。</p> <p>* 単年度要綱に基づくものであり、助成額等について若干の変更可能性あり。</p> <p>* 令和元年度から令和4年度は実績額。令和5年度は助成決定額。</p>				

31		環境保全促進助成事業			
担当部局名		企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel 092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	コミュニティ活動の一環として行われる地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るための事業に助成を行うことにより環境にやさしい地域づくりの推進を図る。			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村、市町村が認めるコミュニティ組織			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・地域環境及び地球環境に係る保全活動・教育啓発の推進を図るためのソフト事業(各種イベント、交流会・発表会及び指導者養成研修会等)であること。 ※書籍類の刊行、備品の購入、及び単発的なクリーン作戦等本事業の趣旨になじまないものは除外する。 ・国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了すること。 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・助成金の交付(1件につき、次の額。) 対象事業費のうち 県、市町村においては、200万円を限度 市町村が認めるコミュニティ組織においては、100万円を限度 (助成額は10万円単位) 			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度8月～9月に申請			
根拠法令・要綱等	環境保全促進助成事業実施要綱				
制度創設年度	平成7年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	平成26年度	筑後市	1,700	千円	
	平成28年度	朝倉市	1,000	千円	
	平成29年度	福岡県	600	千円	
	令和3年度	飯塚市	1,000	千円	
担当からのコメント	* 単年度要綱に基づくものであり、年度により若干の変更可能性あり。				

32	シンポジウム助成事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3178
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	シンポジウムの事業に助成を行うことにより、活気に満ちた地域社会づくりの推進を図る。 事業内容は、パネルディスカッション(必須)、基調講演、事例発表、展示会等とする。			
	対象団体 (事業主体)	都道府県及び市町村			
	採択要件	・申請件数は、都道府県単位で1件とする。 ・国の補助金の交付を受けない事業で、助成金の交付決定があった年度に完了すること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	1事業につき300万円を限度とする。 (助成額は10万円単位)			
	ヒア・申請の時期等	実施前年度の8月～9月頃に申請			
根拠法令・要綱等	シンポジウム助成事業実施要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)自治総合センター				
最近の実績	令和2年度：朝倉市 600千円 令和3年度：田川市 400千円 令和4年度：春日市 2,600千円				
担当からのコメント	・会場は公立の文化施設その他適切な施設とし、入場料は無料とすること。 * 単年度要綱に基づくものであり、年度によって若干の変更可能性あり。				

33	地域コミュニティ活性化支援事業補助金				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3178
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>人口減少、高齢化が進む中山間・過疎地域において、将来にわたって地域住民が暮らし続けるためには、買い物、福祉、交通手段などの日常生活に必要な機能・サービスを確保する「小さな拠点」の形成が喫緊の課題となっている。</p> <p>そのため、小さな拠点の形成について具体的な成果が見込まれる地域住民等の活動を財政支援し、他の地域の参考となる先進事例をつくりあげる。</p> <p>また、県民が将来に渡って安全・安心に暮らすためにも地域のコミュニティ活性化は県の重要な課題である。</p> <p>このため、地域コミュニティの運営の負担を軽減するための事業に対して財政支援し、地域コミュニティが抱える担い手不足等の課題を解決し、地域コミュニティの活性化を図る。</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>(小さな拠点形成促進事業)</p> <p>地域運営組織等。ただし、過疎、振興山村、特定農山村、離島、辺地のいずれか又はこれらに準ずると知事が認める地域</p> <p>(地域コミュニティ運営改善事業)</p> <p>市町村、地域コミュニティ</p>			
	採択要件	<p>【小さな拠点形成促進事業】</p> <p>地域運営組織等が小さな拠点の形成のために行う地域将来計画の策定のための事業であって、事業効果が高く、当該事業の内容が他の地域にとって参考となる可能性が高いと知事が認めたもの</p> <p>【地域コミュニティ運営改善事業】</p> <p>市町村、地域コミュニティが専門家を招聘して、助言・指導を受ける事業</p>			
	補助主体	(○)国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	<p>【小さな拠点形成促進事業】</p> <p>(1) 補助対象経費 謝金、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料、賃借料、及びその他知事が必要と認める経費</p> <p>(2) 補助率 対象となる経費総額の1/2以内とし、100万円を上限とする。</p> <p>【地域コミュニティ運営改善事業】</p> <p>(1) 補助対象経費 謝金、旅費、委託料(専門家の招聘に係る経費に限る)、その他知事が必要と認める経費</p> <p>(2) 補助率 対象となる経費総額の1/2以内とし、50万円を上限とする。</p>			
	ヒア・申請の時期等	(申請期限) 令和5年7月31日(月)			
根拠法令・要綱等	地域再生法、地方創生推進交付金実施要綱、地域コミュニティ活性化支援事業実施要綱、小さな拠点形成促進事業補助金交付要綱				
制度創設年度	令和元年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	内閣府				
最近の実績	令和2年度	嘉麻市	嘉麻市熊ヶ畑地区地域将来計画策定事業		
		嘉麻市	嘉麻市千手・泉河内地域将来計画策定事業		
		嘉麻市	嘉麻市上山田地域将来計画策定事業		
	令和3年度	香春町	小さな拠点形成促進事業		
		嘉麻市	嘉麻市足白地域将来計画策定事業		
	令和4年度	実績なし			
担当からのコメント					

34	過疎地域持続的発展支援事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域における地域人材の育成、ICT等技術の活用等による地域課題に対応するためのソフト事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村 構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等			
	採択要件	<p>過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画に基づき当該年度に実施するICT等技術活用事業又は人材育成事業のうち、次のいずれかに掲げるものであること。</p> <p>(1) ICT等技術活用事業にあつては、その目的が次の(ア)～(カ)のいずれかに該当するもの</p> <p>(ア) 産業振興(スモールビジネス振興)</p> <p>(イ) 生活の安心・安全確保対策</p> <p>(ウ) 集落の維持・活性化対策</p> <p>(エ) 移住・交流・若者の定住促進対策、田園回帰の促進</p> <p>(オ) 地域文化伝承対策</p> <p>(カ) 環境貢献施策の推進</p> <p>(2) 人材育成事業のうち市町村等が行うものにあつては、都道府県が実施する事業(予定を含む。)と事業内容が重複しないこと。</p>			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【】			
	財政支援措置	<p>交付対象経費:調査費、ICT等技術活用事業費、人材育成事業費、市町村等事務費</p> <p>交付限度額:20,000千円(下限5,000千円)</p> <p>※人材育成事業における一事業当たりの固定資産購入費に対して交付できる額は、交付限度額の1/2以内の額とし、交付対象経費の総額が交付限度額に満たない事業の場合は、当該交付対象経費総額の1/2以内の額とする。</p>			
	ヒア・申請の時期等	(提案書提出)前年度1月、(申請時期)当該年度5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、 過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成22年度:宗像市 平成23年度:大牟田市 八女市				
担当からのコメント	市町村から提出された事業提案書については、総務省において、実践者・民間専門家等を構成員とした評価委員会を開催して審査し、その結果を参考として交付先が決定される。(ヒアリングはなし) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

35	過疎地域集落再編整備事業(集落等移転事業)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域において人口の著しい減少、高齢化の進展等によりその基礎的条件が著しく低下した集落を基幹集落等に移転する事業(以下「集落移転タイプ」という。)、基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に孤立散在する住居を、基幹集落等に移転する事業(以下「へき地点在住居移転タイプ」という。)について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	【集落移転タイプ】 ① 次のいずれかの条件を満たす集落であること。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難であること。 ・ 交通条件が悪く、人口が著しく減少していること。 ・ 交通条件が悪く、高齢化が著しいこと。 ② 全体として移転戸数が概ね5戸以上であること。 ③ 各移転対象集落等にある相当数の戸数(3分の2以上)が移転すること。 ④ 移転戸数のうち、相当の戸数(2分の1以上)が移転先地において団地を形成すること。 【へき地点在住居移転タイプ】 ① 交通条件が悪く、医療、教育等基礎的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 ② 全体として移転戸数が3戸以上であり、移転先において団地を形成すること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:移転1戸当たり6,144千円 交付対象経費:移転円滑化経費、団地造成費、移転先住宅建設等助成費(利子補給)、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 交付率:1/2以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4~5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定め過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

36		過疎地域集落再編整備事業(定住促進団地整備事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における定住を促進するための住宅団地を造成する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 地域における定住を促進するための住宅団地を整備するものであること。 (2) 5戸以上が団地を形成すること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:3,877千円に団地内戸数を乗じて得た額 交付対象経費:団地造成費(賃貸分)、生活関連施設整備費、産業基盤施設整備費 交付率:1/2以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4~5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成6年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成10~11年度:犀川町 55戸 平成11~12年度:稲築町 12戸、上陽町 22戸 平成16年度:黒木町 6戸				
担当からのコメント	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

37		過疎地域集落再編整備事業(定住促進空き家活用事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域における定住を促進するための当該市町村内に点在する空き家を有効活用して住宅を整備する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 地域における定住を促進するため、当該市町村内に点在する空き家を有効活用し、住宅を整備すること。 (2) 整備する空き家の戸数が3戸以上であること。 ※ ただし、公営住宅、特定優良賃貸住宅、その他市町村が住宅の用に供している住宅は対象から除外。 ※ 定住促進の目的を妨げない限り、整備した空き家を交流滞在等の目的で使用可。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額: 4,000千円に整備戸数を乗じて得た額 交付対象経費: 空き家改修費(新たに取得、又は所有している空き家は譲渡を予定しているものを除く。空き家を借り受けて整備する場合は10年以上の借受が必要。) 交付率: 1/2以内 ※ 市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4~5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

38		過疎地域集落再編整備事業(季節居住団地整備事業)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	漸進的な集落移転を誘導するための季節居住等団地を造成する事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			
	採択要件	(1) 交通条件が悪く、医療、教育等基底的な公共サービスの確保が困難な地域に存する住居であること。 (2) 移転先において漸進的な集落移転を誘導するため、冬期間など季節的に居住等するための団地を形成すること。 (3) 全体として季節的居住等の戸数が3戸以上であること。 ※季節居住の目的を妨げない限り、整備した団地を交流滞在等の目的で使用可。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額：4,738千円(ただし当該団地において高齢者コミュニティセンターの建設を伴わない場合は3,877千円)に団地内戸数を乗じて得た額 交付対象経費：団地造成費(賃貸分)、生活関連施設整備費(一定の要件を満たせば高齢者コミュニティセンターを建設することができる)、産業基盤施設整備費 交付率：1/2以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4～5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成12年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	なし				
担当からのコメント	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条に定める過疎地域持続的発展市町村計画において当該年度において実施するものとして定められた事業が対象となる。				

39		過疎地域遊休施設再整備事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	過疎地域にある遊休施設を再活用して地域間交流及び地域振興を図るための施設整備事業について、その経費の全部又は一部を補助することにより、過疎地域の持続的発展を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村 構成市町村の2分の1以上が過疎地域市町村である一部事務組合等			
	採択要件	(1) 現在使用されていない家屋、廃校舎、その他本来の用途を廃止した施設等遊休施設を有効活用するものであること。 (2) 都市部等との人・文化・情報等による地域間交流を図るものであり、交流を図る上で、都市部等との連携が図られているもの。又は、地域の振興に資するものであること。 (3) 一体的なコンセプトによって地域に所在する既存の施設との調和が図られ、またそのような施設と連携して交流事業等を推進するものであること。 (4) 自然環境や街並み景観に配慮したものであること。 (5) 文化、歴史等の地域の特性・魅力を活かしたものであること。			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	交付対象限度額:60,000千円 交付対象経費:主要施設改修費(庁舎等公用に供する部分を除く)、機能拡張に係る付帯施設・設備費(庁舎等公用に供する部分を除く) 交付率:1/3以内 ※市町村負担部分については過疎債の対象となる。			
	ヒア・申請の時期等	(要望調査)前年度1月、(総務省ヒア)前年度2月、(申請時期)当該年度4~5月			
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成28年度 大牟田市				
担当からのコメント	平成22年度までの「地域間交流施設整備事業」を廃止し、平成23年度から新設された事業。 主要施設の機能拡張のため、付帯施設・設備(アトリエ、ギャラリー、テナント店舗、景観整備施設、情報通信設備等)を整備する場合も対象となる。				

40	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3182
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>過疎地域等の集落においては高齢化の進行等により、集落機能の維持や存続が危ぶまれる集落が増加しており、医療や福祉対策、日常生活機能の確保及び空き家や耕作放棄地の増加等の課題が深刻化している。</p> <p>このような過疎地域等の集落において深刻化する喫緊の課題に対応するため、基幹集落を中心として、周辺の集落との間で「集落ネットワーク圏」を形成し、生活の営み(日常生活支援機能)を確保するとともに、生産の営み(地域産業)を振興するために「地域運営組織等」が行う取組を支援することにより、継続的な集落の維持・活性化を図る。</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>交付対象者：実施要綱第4の対象地域を有する市町村 事業実施主体：集落機能の維持及び活性化に向けた対策に取り組む地域運営組織等</p>			
	採択要件	<p>外部有識者による審査を行い、その審査結果(評価)を踏まえ総務省において判断し選定する。</p> <p>なお、評価は、以下の項目を基に総合的に行う。</p> <p>【先進性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 先進的な技術を活用した過疎地域等の集落の維持・活性化に資する取組であるか。 <p>【市町村主体性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村において、集落ネットワーク圏が直面する課題(日常生活支援機能の確保等)を的確に把握し、当該課題の解決に向けた活動等の方針等を集落ネットワーク圏計画に反映しているか。 <p>【住民主導性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 地域住民自らが主体的に参画して企画・立案する取組であるか。 (事業者等への丸投げとなっていないか。) 地域住民が主体の実施体制となっているか。 (行政主導となっていないか。) <p>【実現性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業の実施計画が十分に練られ、実施可能な内容となっているか。 <p>【継続性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 次年度以降も継続自主的・発展的な展開が期待できる取組であるか。 <p>【実効性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落ネットワーク圏の直面する課題に対して効果的な取組であるか。 提案事業により基幹集落以外の周辺集落にも効果が波及し、集落ネットワーク圏全体の活性化に繋がることを期待できる取組か。 <p>【適格性】</p> <ul style="list-style-type: none"> 集落単体で解決が困難な課題を集落ネットワーク圏で解決・補完する取組であるか。 単なるイベントなど単発的な取組ではないか。 施設の設置、維持・改修などハード的な経費が多くを占めていないか。 委託費が多くを占めていないか、特段の理由なく再委託を行っていないか。 光熱費や燃料費、備品など内部管理的な経費が多くを占めていないか。 公序良俗に反するものではないか、特定の個人又は法人等に特別の利益を与えるものではないか。 			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			

財政支援措置	<p>交付対象限度額:15,000千円（下限額は5,000千円） ただし、以下の事業を実施する場合は、上限額を下記のとおりとする。 ① 専門人材を活用する事業（20,000千円） ② ICT等技術を活用する事業（25,000千円） ③ 上記①+②を併用する事業（30,000千円） ※ ただし、上乗せ分は当該事業のみに充てることができるものとする。 交付対象経費： ○過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施計画に基づく事業で次に掲げるものに要する経費。 ただし、食糧費及び建設地方債が充当可能な経費を除く。 ア 産業振興（特産品の開発・販売促進PR事業等） イ 生活の安全・安心確保対策（有償運送の仕組み構築、日用品・食料品等の買物支援等） ウ 都市と地域の交流・移住促進対策 エ 地域文化伝承対策 オ その他適当と認められるもの</p>		
	ヒア・申請の時期等	(提案書提出)前年度2月、(申請時期)当該年度5月	
根拠法令・要綱等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別特別措置法、過疎地域持続的発展支援交付金交付要綱、過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業実施要綱		
制度創設年度	平成27年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	総務省		
最近の実績	平成29年度 那珂川町、新宮町 平成30年度 朝倉市、築上町 令和2年度 築上町 令和4年度 那珂川市、香春町		
担当からのコメント	平成27年度当初で新設。同時に「過疎集落等自立再生対策事業」は廃止。 平成28年度当初より国土交通省「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業」との同時募集となった。		

41	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3182
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	人口減少や高齢化が先行・加速する地方の条件不利地域において、公益サービス、生活サービス、地域活動等の維持確保を図るため、必要となる既存の施設を活用した施設整備等に所要の補助を行う。			
	対象団体 (事業主体)	対象地域を含む ① 市町村(対象市町村により組織される一部事務組合若しくは広域連合を含む) ② NPO等(「小さな拠点」の形成に資する活動を行うことを目的とする非営利活動法人等若しくは地方公共団体が認定したまちづくり協議会)			
	採択要件	<p>本事業の対象は、次の(1)から(3)までに掲げる条件のいずれにも該当する地域において行うものとする</p> <p>(1) 次のいずれかの地域</p> <p>① 離島振興法により指定された離島振興対策実施地域</p> <p>② 豪雪地帯対策特別措置法の規定により指定された豪雪地帯</p> <p>③ 山村振興法の規定により指定された振興山村</p> <p>④ 半島振興法の規定により指定された半島振興対策実施地域</p> <p>⑤ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定により公示された地域</p> <p>(2) 次に掲げる条件のいずれにも該当する集落生活圏が形成されている地域</p> <p>① 人口規模が1,000人以上であること</p> <p>② 小さな拠点の中心部から5km程度の距離の範囲内にあること(地域の実情を踏まえ、より広域的な圏域の形成が図られると認められる場合はこの限りではない。)</p> <p>(3) 次に掲げる条件のいずれにも該当する基幹集落が形成されている地域</p> <p>① 人口規模が200人以上であること</p> <p>② 近傍の都市計画の中心部から15km以上離れていること</p> <p>事業の実施期間は3か年度以内</p>			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	<p>○施設の再編・集約:(市町村が行う場合) 補助対象経費の1/2以内 (NPO等が行う場合) 補助対象経費の1/3以内</p> <p>地域住民への様々な公益サービス機能を維持確保するため、遊休施設を活用し、ワンストップサービスの実現やサービスコストの低減を図る事業であって以下のいずれかに該当する事業の実施に必要な施設の整備(既存施設を活用するものに限り、設計、付帯設備の整備等を含む。)及び当該施設整備と一体的に行われ、かつ、当該施設整備の前提となる調査等とする。</p> <p>① 既存公共施設の再編・集約を図る事業。</p> <p>② ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業と併せて、「小さな拠点」を含む生活圏において消失し又は消失の可能性のある機能のうち当該生活圏の維持再生に必要な機能を有する施設の整備を図る事業。</p> <p>③ ①の既存公共施設の再編・集約を図る事業を伴わず、複数の生活圏必須機能を有する施設の整備を図る事業。(当該生活圏において再編・集約を図る既存公共施設が存在しない場合に限る。)</p> <p>④ ①の既存公共施設の再編・集約により廃止となる施設の除却、跡地活用のための整地を行う事業。</p>			

ヒア・申請の時期等	要望調査:事業実施前年度1月頃、申請時期:4月頃		
根拠法令・要綱等	集落活性化推進事業費補助金交付要綱、集落活性化推進事業実施要領		
制度創設年度	平成20年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	国土交通省		
最近の実績	なし		
担当からのコメント	平成22年度でメニューの1つ「地域ストック再生事業」が廃止された。 平成28年度当初より総務省過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業との同時募集となると同時に、「社会実証実験事業(ソフト経費)」が統合・廃止された。 平成31年度当初より、実施主体にNPO等が追加された。 令和5年度は募集なし。		

42	離島広域活性化事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	Tel	092-643-3181
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>離島の自立的発展を促進し、島民の生活安定及び福祉向上を図るとともに、地域間の交流を促進し、無居住離島の増加及び人口の著しい減少を防止するため、ハード事業を支援する取組として、島外人材受入のための住宅やシェアオフィス等の整備、海上輸送費の軽減のための流通効率化関連施設整備、災害時の孤立等を防ぐための防災施設整備等の取組を支援する。</p> <p>【事業内容】</p> <p>(1) 定住促進住宅整備事業 ・空き家の改修等の人材受入のための施設整備（既存施設の改修等及び新築）</p> <p>(2) 定住誘引施設整備事業 ・シェアオフィス等の整備（既存施設の改修等及び新築）</p> <p>(3) 流通効率化関連施設整備事業 ・普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場等の整備</p> <p>(4) 定住基盤強化事業 ・避難施設の整備 ・防災活動拠点の改修 ・避難路、案内板等簡易な施設の整備等 ・緊急時物資等輸送施設の整備 ・災害応急対策施設の整備 ・感染症対策等の離隔施設への改修等 ・土砂災害特別警戒区域内の住宅改修・建替</p> <p>【事業期間】 原則として3～5年以内</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>(1) 離島振興対策実施地域をその区域に含む都道府県(以下「都道府県」という。)</p> <p>(2) 離島振興対策実施地域をその区域に含む市町村(当該市町村によって構成される一部事務組合を含む。以下「市町村」という。)</p> <p>(3) 民間団体(都道府県又は市町村に存する経済団体(商工会議所又は商工会、中小企業団体、観光協会、農業協同組合、漁業協同組合等)、民間事業者、その他必要に応じ地域関係者)</p>			
	採択要件	<p>(1) 定住促進住宅整備事業 U・J・Iターナー者又は一時滞在者を受け入れるために必要となる既存施設の改修等であること。</p> <p>(2) 定住誘引施設整備事業 シェアオフィス等を整備するための既存施設の改修等及び新築であること。</p> <p>(3) 流通効率化関連施設整備事業 海上輸送、保管、荷さばき、流通加工の過程で流通効率化に効果のある普通倉庫、冷蔵倉庫、荷さばき施設、加工場その他これらに類する施設の整備及びこれらに附属する設備等で当該施設を構成するのに必要なものであって、離島の流通に限定して利用するものを対象とすること。また、離島の流通効率化に資する場合に限り、離島振興対策実施地域と航路により連絡する地域で施設の整備等を行うことができるものとする。</p> <p>(4) 定住基盤強化事業 以下のいずれかに該当する防災施設の整備等であること。</p> <p>① 避難施設の整備</p>			

	② 防災活動拠点の改修等 ③ 避難路、案内板等簡易な施設の整備や無電柱化 ④ 緊急時物資等輸送施設の整備 ⑤ 災害応急対策施設の整備 ⑥ 感染症対策等の隔離施設への改修等 ⑦ 土砂災害特別警戒区域内にある住宅の改修及び建替		
補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】		
財政支援措置	(1) 都道府県、市町村、一部事務組合…予算の範囲内で各事業の 1/2 以内 (2) 民間団体…予算の範囲内で各事業の 1/3 以内 (ただし、国の負担額は、地方公共団体の負担額と同額までとし、都道府県、市町村、一部事務組合を通じた間接補助とする。) ※流通効率化関連施設整備事業は、民間団体であっても 1/2 以内 ※土砂災害特別警戒区域内の事業は、予算の 11.5% (上限事業費 541 万円)		
ヒア・申請の時期等	次年度本要望調査ヒアリング 2月 整備計画、交付申請書提出 4月		
根拠法令・要綱等	社会資本整備総合交付金交付要綱、社会資本整備総合交付金交付申請等要領 離島広域活性化事業実施要領		
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	国土交通省国土政策局離島振興課、九州地方整備局広域計画課		
最近の実績	令和5年度からの新設事業であるため、実績なし。		
担当からのコメント	本事業の実施にあたっては、市町村が主体となり社会資本総合整備計画を作成し、県に提出し、県は、国土交通大臣に提出して、その承認を受けなければならない。		

43		地域伝統行事お助け隊事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	政策支援課	TEL	092-643-3210
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>○目的 担い手不足により継続が危ぶまれる祭りや風習などの地域の伝統行事について、市町村の区域を超える広域的な応援体制を構築し、担い手となる人材を派遣することで、その継続を支援し地域の活力向上を図るとともに、伝統行事を行っている地域の関係人口を創出する。</p> <p>○事業概要 ①専用HPから、「地域伝統行事お助け隊」として登録を希望する方を県内外から募集、登録 ②伝統行事の実施団体から市町村を通じて要請のあった伝統行事を県がHPに登録 ③伝統行事お助け隊に登録した方は、HPから希望する行事に参加申込 ④申込者の情報を県から市町村へ共有、市町村から申込者へ確認を行い、その結果を基に県から申込者に派遣の決定について連絡 ⑤地域伝統行事お助け隊の人が行事に参加</p>			
	対象団体 (事業主体)	伝統行事実施団体			
	採択要件	<p>○派遣対象となる伝統行事 (1) 国・県・市町村の指定・登録を受けている無形民俗文化財 (2) (1) 以外で世代を超えて受け継がれてきた祭り又は芸能その他の伝統的な行事であって、市町村が今後も継続することが必要と認めるもの</p> <p>○お助け隊の派遣を要請できる活動は、主に次に掲げる内容のものとする (1) 伝統行事に関する企画調整(行事のスケジュール管理、関係機関との連絡調整など) (2) 伝統行事そのものの担い手(山車の引手、行事の演者など) (3) 伝統行事の運営スタッフ(受付、観客誘導、炊き出し支援、片付けなど) (4) (1)～(3)の他、お助け隊の目的を達成するために必要な活動</p>			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【 】			
	財政支援措置				
	ヒア・申請の時期等	随時			
根拠法令・要綱等	地域伝統行事お助け隊 規約・募集要領・事業実施要領				
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント	令和5年度新規事業				

44	福岡県市町村振興資金の貸付				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	市町村の公共施設の整備等、地域振興に資する事業に対して、資金面から支援するため県内市町村等(一部事務組合を含む。)へ貸し付けるものとする。			
	対象団体 (事業主体)	市町村及び市町村で組織する特別地方公共団体(以下「市町村等」という。)			
	採択要件	貸付けの要件(福岡県市町村振興基金条例施行規則第4条) (1) 地方税法(昭和25年法律第226号)第5条第2項に規定する普通税のうち、市町村民税、固定資産税、軽自動車税及び鉱産税(以下「市町村民税等」という。)の税率が、いずれも標準税率以上であること。 (2) 前年度決算見込みにおける市町村民税等の当該年度分の徴収率がおおむね90パーセント以上であること。 (3) 実質公債費比率が、原則として、25パーセント未満であること。			
	補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	【一般分】 対象経費:工事費、用地費及び補償費、備品購入費、設計監理費、事務費等 充 当 率:対象事業費の90パーセント以内(ただし、充当率が90%を超える同意等を得た地方債の場合は、当該地方債の充当率) (辺地、離島及び過疎地域施設整備事業は100パーセント以内) 貸付利率:財務省財政融資資金貸付金利と同利率 償還期間:20年以内(うち据置期間2年以内) 償還方法:元利均等年賦償還 【特別分】 対象経費:工事費、用地費及び補償費、備品購入費、設計監理費、事務費等 充 当 率:別途貸付方針により決定 貸付利率:財務省財政融資資金貸付金利の2分の1 償還期間:20年以内(うち据置期間2年以内) 償還方法:元利均等年賦償還			
	ヒア・申請の時期等	申請 1月 貸付決定 3月			
根拠法令・要綱等	福岡県市町村振興基金条例、同施行規則、福岡県市町村振興資金貸付方針				
制度創設年度	昭和45年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等					
最近の実績	貸付実績 令和2年度 29団体 2,095.5百万円 令和3年度 21団体 1,791.9百万円 令和4年度 17団体 1,297.5百万円				
担当からのコメント	福岡県市町村振興資金貸付方針は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

45		地域活性化事業債(地域経済循環の創造)			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>自然、景観、文化、産品等の多様な地域資源、伝統的地場産業、科学技術及び情報通信技術(ICT)等を活用し、産業界、大学等、地域金融機関、自治体(産学金官)の連携・協力関係を基に、自立した力強い地域経済循環を創造するための基盤整備 (対象事業)</p> <p>① 地域資源活用事業 ・ベンチャー支援、創業支援のための拠点支援施設、貸工場等の整備 ・地域の観光資源を活用し、観光客の誘致等を図るための施設等の整備 等</p> <p>② 地域情報通信基盤整備事業 ・公共施設等を接続するネットワークの整備(庁内LANを除く。) ・一定条件に該当する市町村で実施する、デジタル加入者回線設備(簡易局舎の整備を伴うものに限る。)の整備、衛星通信施設の整備、光ファイバの新設、光ファイバの高度化を伴う更新、ケーブルテレビネットワークの光化、ケーブルテレビネットワークの光ファイバの高度化を伴う更新並びに無線アクセス設備の整備 等</p> <p>③ 自然再生・地球温暖化対策事業 ・「分散型エネルギー(太陽光、バイオマス等)を活用した施設の整備や高効率照明機器の整備」、「施設の省エネルギー改修」及び「低公害車の導入」のうち、新たに脱炭素化推進事業の対象となるものを除き、令和4年度までに実施設計に着手した事業等</p> <p>④ 国土保全対策事業 ・地球環境保全の見地から保全・活用を図る森林の取得及び作業場・林道等施設の整備 ・農地の持つ国土保全の機能を維持するための小規模農地・農道等の整備 等</p>			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ① 単独事業のみ対象(自然再生・地球温暖化対策事業、地域情報通信基盤整備事業については一部例外あり)			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	<p>令和2年度(自然再生・地球温暖化対策事業 13市町村25件) (国土保全対策事業 12市町村16件) (地域資源活用事業 2市町村3件) (地域情報通信基盤整備事業 1市町村1件)</p> <p>令和3年度(自然再生・地球温暖化対策事業 11市町村22件) (国土保全対策事業 12市町村19件) (地域資源活用事業 2市町村2件)</p> <p>令和4年度(自然再生・地球温暖化対策事業 12市町村26件) (国土保全対策事業 13市町村19件) (地域資源活用事業 3市町村3件)</p>				
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年度以前の地域活性化事業債の「循環型社会の形成」、「自給型地域経済の創造を引き継いだもの。 地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。 				

46	地域活性化事業債(人材力の活性化)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別	(○)ハード ()ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方への移住者・定住者、地場産業の後継者など、地域を支える人材の育成及び確保を図るための施設の整備 (対象事業) ①Uターン等による地方移住者・定住者向け貸付住宅の整備 ②地場産業後継者の育成・支援施設等の整備 ③NPOサポートセンター、ボランティア支援センター等の共生社会を支える市民活動支援のための施設の整備 ④地域貢献・地域連携を主たる目的とする公立大学、公立短期大学及び公立高等専門学校等の施設(産学連携拠点施設、サテライトキャンパス、地域交流拠点施設、地域連携センター等)の整備(私立大学等の設置者からの買取りは除く。)			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和2年度、令和3年度、令和4年度は事業なし				
担当からのコメント	・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

47	地域活性化事業債(地域の歴史文化資産の活用)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>個性的で誇りに満ちた地域社会の形成に資する地域主導による歴史文化資産の保存・活用を図るための施設等の整備 (対象事業)</p> <p>① 文化財保護法(昭和25年法律第214号)第182条第2項の規定により指定された有形文化財、有形民俗文化財等(建造物等又は土地に限る。)同法第27条第1項等の規定により指定された重要文化財、国宝等(建造物等又は土地に限る。)同法第57条第1項等の規定により登録された有形文化財、有形民俗文化財等(建造物等又は土地に限る。)の取得、保存及び周辺整備</p> <p>② 住民が地域の歴史文化資産とふれあう場等の整備や歴史的建造物・街並みの保存及び周辺整備等</p>			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。 			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	<p>令和2年度(2市町村3件)</p> <p>令和3年度(2市町村2件)</p> <p>令和4年度(2市町村2件)</p>				
担当からのコメント	<ul style="list-style-type: none"> ・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。 				

48	地域活性化事業債 (一億総活躍社会の実現のためのいのちと生活を守る安心の確保)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	少子高齢化対策、地域の足の確保、集落の再編対策など、地域住民のいのちと生活を守り安心を確保するために必要な基盤整備 (対象事業) ①公共施設等のバリアフリー化、タウンモビリティの整備等によるユニバーサルデザインによるまちづくり ②子育てに関する相談・情報提供等を行う施設、学童保育施設、認定こども園(公立の幼稚園型、保育所型及び地方裁量型並びに私立の地方裁量型)の保育所機能又は幼稚園機能に係る施設等の地域の少子高齢化を支える保健福祉施設の整備 ③リハビリテーション施設、看護師等養成所(学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条で定めるものを除く。)等の地域の少子高齢化社会を支える保健福祉施設の整備 ④地域住民が公共施設・医療機関・ターミナル等へ移動するための車両の導入 ⑤集落移転事業、定住促進団地整備事業及び季節居住団地整備事業に伴って必要となる生活環境施設の整備			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ②単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和2年度(4市町村4件) 令和3年度(2市町村2件) 令和4年度(4市町村4件)				
担当からのコメント	・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

49	地域活性化事業債(連携中枢都市圏構想の推進)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	<p>制度内容 (目的・事業概要)</p>	<p>連携中枢都市圏形成に係る連携協約を締結し、又は連携中枢都市圏形成方針を策定し、連携中枢都市圏ビジョンを策定した連携中枢都市及びその連携市町村の当該ビジョンに明確に位置付けられている、「圏域全体の経済成長のけん引」、「高次の都市機能の集積・強化」及び「圏域全体の生活関連機能サービスの向上」の取組に真に必要な施設の整備であって、次に掲げる要件をすべて満たす事業を対象とする。</p> <p>イ 連携中枢都市及び連携市町村が人口減少・少子高齢社会においても一定の圏域人口を有し活力ある社会経済を維持するための拠点を形成するという観点から、次の取組に係る事業を対象とすること。また、(イ)及び(ロ)については、圏域全体に効果が及び、圏域をけん引するために必要な取組を進める上で中核となる施設を連携中枢都市が整備する場合のみ対象とすること。</p> <p>(イ)圏域全体の経済成長のけん引</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新技術等開発を支援するための施設の整備(圏域の成長のエンジンとなる産業クラスターの形成や新たなイノベーションの実現等に資する施設、新規創業を促進するための拠点支援施設等の整備) ・ 観光拠点施設の整備(海外インバウンド観光に資する施設等であって、新たな雇用の創出や関連ビジネスへの波及効果が期待できる施設等の整備) <p>(ロ)高次の都市機能の集積・強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 高度医療の提供に資する施設の整備(三次救急医療や先進的がん医療などの高度な医療サービスを提供するための施設整備) ・ アクセス拠点施設の整備(圏域としての競争力を高めていくための拠点となる鉄道駅周辺施設等の整備) ・ 高等教育機関における研究施設の整備(グローバルな人材を集め、将来の圏域を担うリーダーを育てていくための大学等における研究施設の整備) <p>(ハ)圏域全体の生活関連機能サービスの向上</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 医療・福祉を確保するための施設の整備(地域医療施設、子育て支援センター等の整備) ・ 公共交通のネットワークを形成するための施設の整備(コミュニティバスターミナル等の整備) ・ 産業振興のための施設の整備(地場産業支援施設、地域観光施設等の整備) <p>*圏域全体の生活関連機能サービスの向上については、「定住自立圏構想の推進」で対象とする事業と同様の事業を対象としている。</p> <p>ロ 次に掲げる(イ)から(ニ)までの要件のすべてを満たすこと。</p> <p>(イ)連携中枢都市圏ビジョンで設定されたKPI(Key Performance Indicator)と実施事業から期待できる効果が明確に結びつけられること。</p> <p>(ロ)住民の生活実態やニーズに対応して、真に必要な都市機能・生活機能であると認められること。</p> <p>(ハ)施設等を設置する市町村の住民に加えて、連携協約を締結した市町村の住民の利用にも供されるように、連携中枢都市と連携市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。</p> <p>(ニ)圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。</p>			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			

採 択 要 件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ③ 単独事業のみ対象		
補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
財 政 支 援 措 置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。		
ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制 度 創 設 年 度	平成 28 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等	総務省		
最 近 の 実 績			
担 当 か ら の コ メ ン ト	・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。		

50	地域活性化事業債(定住自立圏構想の推進)				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定し、定住自立圏共生ビジョンを策定した中心市及びその近隣市町村の当該ビジョンに明確に位置づけられている、「医療・福祉」、「公共交通」又は「産業振興」に係る基幹的施設やネットワーク形成に資する施設等であって、圏域全体の都市機能・生活機能を確保するために真に必要なものとして、次に掲げる要件のすべてを満たす事業を対象とする。</p> <p>① 施設等を設置する市町村の住民に加えて、協定を締結した市町村の住民の利用にも供されるなど、中心市と近隣市町村の役割分担の考え方に沿って設置・利用の在り方が整理されていること。</p> <p>② 圏域の人口・面積等に応じた適正な規模・配置であり、施設運営についての見通し及び効率的な運営の配慮が十分になされていること。</p>			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村			
	採択要件	原則として ①「箱物」は事業目的達成のため必要不可欠な施設以外は対象外 ① 単独事業のみ対象			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・地域活性化事業債を90%充当。 ・同事業債元利償還金については、一律30%を交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成24年度(1市町村1件) 平成26年度(1市町村1件) 令和4年度(1市町村1件)				
担当からのコメント	・地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

51	旧合併特例事業債				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>旧合併特例事業は、旧法(※1)の下で合併した市町村が行う市町村建設計画に基づく事業及び現行法(※2)の下で都道府県の構想に位置付けられた市町村の合併に伴い必要となる事業等又は平成22年3月31日までに合併した市町村において都道府県等が行う交通基盤の整備事業とされ、これに要する経費について、地方債計画において旧合併特例事業債が措置されている。</p> <p>(対象事業(市町村分のみ記載。県分は省略。))</p> <p>1 合併特例債(旧市町村合併特例事業)</p> <p>(1)市町村建設計画に基づく特に必要な事業</p> <p>(2)上水道事業、下水道事業及び病院事業について、合併に伴う増嵩経費のうち特に必要と認められる経費に対する一般会計からの出費及び補助</p> <p>(3)市町村振興のための基金造成</p> <p>2 合併推進債(旧市町村合併推進事業)</p> <p>(1)構想対象市町村の区域において、構想対象市町村が連絡調整して一体的に実施する地方単独事業等</p> <p>(2)構想に基づき合併した市町村が合併市町村基本計画に基づき実施する国の補助事業又は地方単独事業</p> <p>※1 市町村の合併の特例に関する法律(昭和40年法律第6号)</p> <p>※2 市町村の合併の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第10号)による改正前の市町村の合併の特例等に関する法律(平成16年法律第59号)</p>			
	対象団体 (事業主体)	県、市町村(合併市町村、構想対象市町村)			
	採択要件	<p>1 合併特例債:合併年度及びこれに続く20か年度(※3)に限る。</p> <p>※3 合併市町村が特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村は25か年度</p> <p>2 合併推進債:合併前及び合併年度とこれに続く15か年度(※4)に限る。</p> <p>※4 合併市町村が特定被災地方公共団体又は特定被災区域をその区域とする市町村は20か年度</p>			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	<p>1 合併特例債</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併特例債を95%充当(ただし、地方公営企業に対する一般会計からの出資金及び補助金等は100%) 同事業債元利償還金については、70%を交付税措置 <p>2 合併推進債</p> <ul style="list-style-type: none"> 合併推進債を90%充当 同事業債元利償還金については、40%を交付税措置(ただし、行政コストの合理化効果の発現に繋がる事業は50%) 			
	ヒア・申請の時期等	(1次)4月中旬ヒアリング (2次)11月頃ヒアリング			
	根拠法令・要綱等	市町村の合併の特例に関する法律、合併特例事業推進要綱、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱			
制度創設年度	平成11年度	改正・見直し等の予定の有無		()有 (○)無	
関係省庁等	総務省				
最近の実績	(合併特例債)		(合併推進債)		
	・令和2年度	15団体 102件	3団体	8件	
	・令和3年度	11団体 79件	3団体	12件	
	・令和4年度	11団体 73件	2団体	9件	
担当からのコメント	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

52	辺地対策事業債				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	<p>制度内容 (目的・事業概要)</p>	<p>辺地対策事業は、辺地とその他の地域との間における住民の生活文化水準の著しい格差の是正を図るため、当該辺地に係る公共的施設の総合整備計画を定め、この計画に基づいて実施する公共的施設の整備事業とされ、これに要する経費について、地方債計画において辺地対策事業債が措置されている。</p> <p>(対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 辺地法(※1)に定める施設等 <ol style="list-style-type: none"> (1)電灯用電気供給施設 (2)道路及び渡船施設 (3)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程の児童又は生徒の通学を容易にするための自動車、渡船施設又は寄宿舎 (4)診療施設 (5)飲用水供給施設 2 辺地令(※2)に定める施設等 <ol style="list-style-type: none"> (1)電気通信に関する施設 (2)農道及び林道(常時公共の用に供するものに限る。) (3)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に勤務する教員等のための住宅 (4)学校給食の実施に必要な施設及び設備 (5)小学校、中学校若しくは義務教育学校又は中等教育学校の前期課程に設けられる体育、音楽等の学校教育及び社会教育の用に供するための施設 (6)公民館その他の集会施設 (7)保育所、幼保連携型認定こども園及び児童館 (8)高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (9)母子健康包括支援センター (10)下水処理のための施設 (11)消防施設 (12)住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。) (13)除雪機械 (14)農林漁家の生活の改善を普及し、又は産業教育の拡充、保健福祉の増進等に資するための総合的な施設 (15)農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設のうち、共同利用施設その他の施設(共同利用施設及び地方公共団体又は農業協同組合その他の公共的団体が設置する施設(共同利用施設を除く。)) (16)地場産業の振興に資する施設のうち、生産施設、加工施設、流通販売施設その他の施設(生産施設、加工施設、流通販売施設、技能修得施設、試験研究施設) (17)観光又はレクリエーションに関する施設 <p>※1 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律(昭和37年法律第88号)</p> <p>※2 辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律施行令(昭和37年政令第301号)</p> 			
	対象団体 (事業主体)	辺地を包括する市町村			
	採択要件	辺地対策事業債の対象事業は、辺地法第3条第1項に規定する総合整備計画に定められていることが必要。			

補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
財政支援措置	<ul style="list-style-type: none"> ・辺地対策事業債を100%充当(ただし、公営企業債の対象となる施設は50%) ・同事業債元利償還金については、80%を交付税措置 		
ヒア・申請の時期等	(1次)5月上～中旬ヒアリング (2次)11月頃ヒアリング		
根拠法令・要綱等	辺地法、辺地令、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制度創設年度	昭和37年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	総務省		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 9団体 30件 ・令和3年度 8団体 39件 ・令和4年度 7団体 41件 		
担当からのコメント	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。		

53	過疎対策事業債				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	<p>制度内容 (目的・事業概要)</p>	<p>過疎対策事業は、過疎市町村が過疎地域持続的発展市町村計画に基づき実施する事業とされ、そのうち過疎法(※)第14条第1項及び第2項に規定する経費について、地方債計画において過疎対策事業債が措置されている。</p> <p>(対象事業)</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 地場産業に係る事業又は観光若しくはレクリエーションに関する事業を行う法人に対する出資 (2) 交通の確保又は産業の振興を図るため必要な市町村道、農道、林道、漁港関連道及び市町村が管理する都道府県道 (3) 漁港及び港湾 (4) 地場産業の振興に資する施設 (5) 中小企業の育成又は企業の導入若しくは起業の促進のために市町村が個人又は法人その他の団体に使用させるための工場及び事務所 (6) 観光又はレクリエーションに関する施設 (7) 住民の交通手段の確保又は地域間交流の促進のための鉄道施設及び鉄道車両並びに軌道施設及び軌道車両 (8) 電気通信に関する施設 (9) 下水処理のための施設 (10) 一般廃棄物処理のための施設 (11) 火葬場 (12) 公民館その他の集会施設 (13) 消防施設 (14) 保育所及び児童館 (15) 認定こども園 (16) 高齢者の保健又は福祉の向上又は増進を図るための施設 (17) 障害者又は障害児の福祉の増進を図るための施設 (18) 診療施設 (巡回診療車及び巡回診療船並びに患者輸送車及び患者輸送艇を含む。) (19) 公立の小学校、中学校及び義務教育学校並びに市町村立の幼稚園、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校 (20) 市町村立の専修学校及び各種学校 (21) 図書館 (22) 集落の整備のための用地及び住宅 (23) 地域文化の振興等を図るための施設 (24) 太陽光、バイオマスを熱源とする熱その他自然エネルギーを利用するための施設 (25) 林業用として継続的な使用に供される作業路 (26) 農業(畜産業を含む。)、林業又は漁業の経営の近代化のための施設 (27) 商店街振興のために必要な共同利用施設 (28) 住民の交通の便に供するための自動車(雪上車を含む。)及び渡船施設 (29) 除雪機械 (30) 簡易水道施設及び簡易水道施設であった水道施設(平成19年度以降の簡易水道事業統合により、簡易水道施設でなくなったもの) (31) 市町村保健センター及び母子保健センター (32) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の中等教育学校の前期課程若しくは特別支援学校の学校給食の実施に必要な施設及び設備 (33) 公立の小学校、中学校若しくは義務教育学校又は市町村立の高等学校、中等教育学校若しくは特別支援学校の教員又は職員のための住宅 (34) 住民の日常的な移動のための交通手段の確保、地域医療の確保、集落の維持及び活性化その他の住民が将来にわたり安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現を図るため特別に地方債を財源として行うことが必要と認められる事業(ソフト分) <p>※ 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法(令和3年法律第19号)</p>			
	対象団体 (事業主体)	過疎地域市町村			

採 択 要 件	過疎対策事業債の対象事業は、過疎法第8条第1項に規定する過疎地域持続的発展市町村計画に定められていることが必要。		
補 助 主 体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】		
財 政 支 援 措 置	<ul style="list-style-type: none"> ・過疎対策事業債を100%充当(ただし、公営企業債の対象となる施設は50%、集落再編整備のための住宅は75%) ・同事業債元利償還金については、70%を交付税措置 		
ヒア・申請の時期等	(1次)4月上～中旬ヒアリング (2次)10月頃ヒアリング		
根 拠 法 令 ・ 要 綱 等	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法、同施行令、地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱		
制 度 創 設 年 度	昭和45年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関 係 省 庁 等	総務省		
最 近 の 実 績	<ul style="list-style-type: none"> ・令和2年度 20団体 482件 (うちソフト分20団体 118件) ・令和3年度 23団体 529件 (うちソフト分23団体 140件) ・令和4年度 24団体 544件 (うちソフト分23団体 126件) 		
担 当 か ら の コ メ ン ト	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は、年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。		

54	中心市街地再活性化特別対策事業				
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	(対象事業) ・中心市街地再活性化のための施設整備等を一般単独事業債により実施できる。 ①集客力を高める施設の整備(多目的広場等) ②地域の産業の振興に資する施設の整備(展示施設等) ③良好な都市・居住環境と街並み景観の向上に資する施設の整備 (ポケットパーク等) ④子育て支援や若者の居場所づくりに資する施設の整備(託児所等)			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	中心市街地の活性化に関する法律(平成10年法律第92号)第9条第7項の規定に基づく内閣総理大臣の認定を受けた基本計画において位置づけられた事業であること			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【地方債と地方交付税】			
	財政支援措置	・一般単独事業債・一般事業(中心市街地再活性化等特別対策事業)を75%充当 ・同事業債元利償還金については、一律30%を特別交付税措置。			
	ヒア・申請の時期等	(1次)5月中旬ヒアリング (2次)11月中旬ヒアリング			
根拠法令・要綱等	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱				
制度創設年度	平成14年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	(参考) 地域総合整備事業債「中心市街地再活性化特別対策事業」 平成13年度 (新規分)久留米市 (継続分)なし 平成14年度 (新規分)なし (継続分)久留米市 平成15年度 (新規分)飯塚市 (継続分)久留米市				
担当からのコメント	地方債同意等基準、地方債同意等基準運用要綱は年度ごとに定められるため、年度により変更の可能性あり。				

55		ふるさとものづくり支援事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	Tel	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>① Aタイプ補助金、Bタイプ補助金、Cタイプ補助金 ・企業等が新商品開発に取り組む際の研究開発費等に対する補助金。 ・補助対象経費: 補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費等</p> <p>② Dタイプ補助金 ・企業等がこれまでに新商品開発に取り組み、試作品が完成したものの商品化に至っていないものに対し、商品化に向けた事業化、市場調査、販路開拓等を実施するために必要な費用に対する補助金。 ・補助対象経費: 補助対象事業に必要な謝金、旅費、原材料費、機械装置費、工具器具費、委託費、技術指導費、産業財産権導入費、会議事務費、人件費、広報費、パッケージデザイン・ネーミング委託経費など試作品を商品化の軌道に乗せるために必要な委託に要する費用。</p>			
	対象団体 (事業主体)	民間事業者(市町村を通じて申請し、(一財)地域総合整備財団が選定する。)			
	採択要件	上記事業内容に沿ったもので、補助を受ける企業等が自ら研究開発、製造又は販売するものであり、将来的に事業化、量産化が可能な特徴ある新商品開発を行うことにより地域産業の育成が図られる事業			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域総合整備財団】			
	財政支援措置	<p>① Aタイプ補助金 補助対象経費の3分の2の額又は1千万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の9以内の額又は1千万円のいずれか少ない方以内の額</p> <p>② Bタイプ補助金 補助対象経費の3分の2の額又は500万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の9以内の額又は500万円のいずれか少ない方以内の額</p> <p>③ Cタイプ補助金 補助対象経費の3分の2の額又は100万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の9以内の額又は100万円のいずれか少ない方以内の額</p> <p>④ Dタイプ補助金 補助対象経費の3分の2の額又は200万円のいずれか少ない方以内の額。 ※補助対象事業が過疎地域・みなし過疎地域(旧過疎地域に限る。)、離島地域、特別豪雪地帯で行われる場合は、10分の9以内の額又は200万円のいずれか少ない方以内の額</p>			
ヒア・申請の時期等	年1回				
根拠法令・要綱等	ふるさとものづくり支援事業実施要綱				
制度創設年度	平成28年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(一財)地域総合整備財団				
最近の実績	令和2年度 0件	令和3年度 0件	令和4年度 0件		
担当からのコメント					

56		地域再生マネージャー事業			
担当部局名	企画・地域振興部 市町村振興局	担当課室名	行財政支援課	TEL	092-643-3075
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>① 外部専門家短期派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生に取り組む初動期において、地域の課題や課題解決に向けた方向性が明確になっていない段階で、その解決に向けた地域再生の方向性に目処をつけるため、外部専門家を市町村に派遣するもの。外部専門家は現地調査(視察、ヒアリング、資料分析等)、課題整理、助言、提言、情報提供等を行う。 ・派遣する外部専門家は、地域再生マネージャーの中から市町村の要望を反映し原則として1件あたり1人を財団が選任する。 ・派遣は、年1回。 <p>② ふるさと再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生に取り組む市町村等が、各分野の専門的知識や実務的ノウハウを有する外部専門家を活用する場合に、財団がその費用の一部を助成する。 <p>③ まちなか再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村等がまちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、街としての賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の課題に取り組むため、具体的かつ実務的ノウハウを有する外部専門家等に業務の委託をする場合にその費用の一部を助成する。 			
	対象団体 (事業主体)	・市町村等			
	採択要件	<p>① 外部専門家短期派遣、②ふるさと再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域再生に取り組もうとする市町村等 <p>③まちなか再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> まちなかにおいて生じている居住者・来訪者の減少、空き家・空き店舗の増加、賑わいの喪失、街としての魅力・求心力の低下等の課題に取り組む市町村等 			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)地域総合整備財団】			
	財政支援措置	<p>① 外部専門家短期派遣事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 外部専門家への謝金及び旅費は、(一財)地域総合整備財団が負担し、外部専門家へ直接支払う。 <p>② ふるさと再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が単独で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり700万円を限度とする) 複数の市町村が共同で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり1,000万円を限度とする) <p>③ まちなか再生事業</p> <ul style="list-style-type: none"> 市町村が単独で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり700万円を限度とする) 複数の市町村が共同で取り組む事業：助成対象経費の3分の2以内(1事業当たり1,000万円を限度とする) 			
	ヒア・申請の時期等	<p>①外部専門家短期派遣事業：申請は随時受付</p> <p>②ふるさと再生事業：令和4年11月1日～令和4年12月12日</p> <p>③まちなか再生事業：令和4年11月1日～令和4年12月12日</p>			
根拠法令要綱等	<ul style="list-style-type: none"> ・地域再生マネージャー事業(外部専門家短期派遣事業)実施要綱 ・地域再生マネージャー事業(ふるさと再生事業)実施要綱 ・地域再生マネージャー事業(まちなか再生事業)実施要綱 				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		

関 係 省 庁 等	(一財)地域総合整備財団
最 近 の 実 績	① 外部人材活用助成 ・令和2年度 0件 令和3年度 0件 令和4年度 2件 ② 外部人材派遣 ・令和2年度 0件 令和3年度 1件 令和4年度 0件
担当からのコメント	

57	無線システム普及支援事業 (携帯電話等エリア整備事業 (基地局施設整備事業))				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel	092-643-3229
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>地理的に条件不利な地域や事業採算上の問題がある地域において携帯電話等を利用可能とするとともに、5G等の高度化サービスの普及を促進することにより、電波の利用に関する不均衡を緩和し、電波の適正な利用を確保することを目的とする。基地局施設を整備する場合に、その整備費用の一部を補助するもの。</p> <p><補助金の流れ> 総務省 → 県 → 市町村 (補助金) (補助金)</p>			
	対象団体 (事業主体)	自治体等			
	採択要件	地理的に条件不利な地域 (過疎地、辺地、離島、半島など)			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	国 1/2 (複数社参画の場合は国 2/3)			
	ヒア・申請の時期等	例年 4 月頃現状調査、5 月頃翌年度の要望調査あり			
根拠法令・要綱等	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱				
制度創設年度	平成 17 年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成 21 年度 うきは市(6 地区)、川崎町(3 地区) 平成 22～令和 4 年度 なし				
担当からのコメント	<p>○ 事業実施のためには、整備する鉄塔施設を利用してサービスを提供するという携帯電話事業者の内諾が必要。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業実施年度の前々年度 4 月頃 市町村に現状調査(その後、市町村と携帯電話事業者の間で調整) 事業実施年度の前年度 6 月頃 市町村に要望調査 (事業者の内諾書を添えて市町村から事業計画提出) 事業実施年度の 6 月末頃 事業者の確約書を添えて市町村から交付申請書提出 <p>○ 令和 2 年度予算以降、非居住エリア (具体的には、道路、活火山、活火山以外の山岳地域にある登山道、自然公園、農林業の作業場等) の不感解消を目的として事業を実施している。(非居住エリアの不感対策を目的に事業実施した結果、居住地にも電波が行き届くケースを補助対象とすることを妨げない。) なお、令和 4 年度整備分から、5G 基地局を整備し、サービスの高度化を図るものについても対象となった。</p>				

58	地域情報化アドバイザー事業				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	TEL	092-643-3229
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>情報通信技術（ICT）を地域課題の解決に活用する取組に対して、ICTの知見、ノウハウを有する専門家を派遣し、オープンデータ、ビッグデータ、教育、医療・介護・健康、働き方、農林水産業等の各分野やこれらを支えるIoT基盤について、助言・支援等を行うことにより、地域におけるICT利活用やIoT実装を推進するとともに、地域においてその中核を担える人材の育成を図るもの。</p> <p>総務省 → 地方公共団体 (人材派遣)</p>			
	対象団体 (事業主体)	自治体、総合通信局及び沖縄総合通信事務所、前述の者から推薦を受けた団体			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・派遣申請書提出後、総務省の審査を経て派遣決定 ・派遣終了後、実績報告書の提出が必要 			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	アドバイザーの謝金及び旅費（オンライン会議に対しては謝金）を総務省が負担			
	ヒア・申請の時期等	例年4月から12月までの毎月 (派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。)			
根拠法令・要綱等	地域情報化アドバイザー派遣実施要綱				
制度創設年度	平成19年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> ・地域情報化アドバイザー派遣回数(県含む) 令和元年度 10回 / 令和2年度 6回 / 令和3年度 19回 / 令和4年度 15回 				
担当からのコメント	<p>令和5年度の申請受付時期は以下のとおり</p> <ul style="list-style-type: none"> 第1期申請期限：4月28日（金）15時まで 第2期申請期限：5月31日（水）15時まで 第3期申請期限：6月30日（金）15時まで 第4期申請期限：7月31日（月）15時まで 第5期申請期限：8月31日（木）15時まで 第6期申請期限：9月29日（金）15時まで 第7期申請期限：10月31日（火）15時まで 第8期申請期限：11月30日（木）15時まで 第9期申請期限：12月22日（金）15時まで <p>※ただし、派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。</p>				

59	無線システム普及支援事業（高度無線環境整備推進事業）				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	TEL	092-643-3229
ハード・ソフトの別		(○)ハード ()ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	5G・IoT環境の実現に向け、地理的に条件不利な地域において、高速・大容量無線局の前提となる伝送路（光ファイバ）の整備を支援する。無線局エントランスまでの光ファイバを整備する場合、その整備費用の一部を補助するもの。また、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に要する経費に関して、その一部を補助。 (平成30年度まで実施されていた「情報通信基盤整備推進補助金」の後継事業) <補助金の流れ> 総務省 → 自治体・第3セクター 総務省 → 社団 → 民間			
	対象団体 (事業主体)	自治体、第3セクター、電気通信事業者等			
	採択要件	地理的に条件不利な地域（過疎地、辺地、離島、半島など）			
	補助主体	(○)国庫 ()県単独 ()その他【 】			
	財政支援措置	自治体が整備する場合：1/3（財政力指数0.5未満の場合1/2、離島2/3） 第3セクター・電気通信事業者が整備する場合：1/3（離島1/2）			
	ヒア・申請の時期等	例年4月頃に次年度以降の予算活用意向調査あり			
根拠法令・要綱等	無線システム普及支援事業費等補助金交付要綱				
制度創設年度	平成31年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和元年度：宗像市、糸島市 / 令和2年度：新宮町				
担当からのコメント	<p>○ 「高度無線環境整備推進事業」では、「情報通信基盤整備推進事業」に対し、補助対象が緩和されている（民設で整備する場合も補助の対象とした）。</p> <p>○ 令和2年度予算以降、新規整備に加え、電気通信事業者が公設設備の譲渡を受け、(5G対応等の)高度化を伴う更新を行う場合も補助する。（公設のままの高度化や高度化しない更新は対象外）</p> <p>○ 令和3年度からは、離島においても、ICTを活用した学校教育、在宅勤務・オンライン診療等を継続的に利用可能とするため、また5G等の高度無線環境を実現し維持するため、地方公共団体が行う離島地域の光ファイバ等の維持管理に係る収支赤字の1/2を補助することとされた（令和5年度まで）。</p> <p>令和5年度追加公募 公募開始日：令和5年4月21日（金） 第一次締切：同年5月19日（金）12:00（必着）まで 第二次締切：同年6月16日（金）12:00（必着）まで 第三次締切：同年7月14日（金）12:00（必着）まで ※ 第一次締切に申請の案件から交付決定を行う。 ※ 応募多数の場合は、実施内容を調整する場合あり。 ※ 申請を希望する場合は、早めに総務省（九州総合通信局）に相談。</p>				

60		デジタル活用支援推進事業			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	Tel	092-643-3197
ハード・ソフトの別		() ハード (○) ソフト () 両方			
制度内容 (目的・事業概要)	<p>・民間企業や地方公共団体などと連携し、デジタル活用に不安のある高齢者等の解消に向けて、オンラインによる行政手続きやサービスの利用方法等に対する助言・相談等を実施する。</p> <p>類型A 全国展開型(携帯キャリアが携帯ショップ等で実施) 類型B 地域連携型(地元企業・社協等が自治体と連携して公民館等で実施) ※自治体は、類型B事業者の応募時に、確認書を発行。 類型C 講師派遣型(市町村等の依頼に応じて講師を派遣して講習会を実施)</p>				
対象団体 (事業主体)	携帯電話キャリア、地元 ICT 企業、社会福祉協議会、シルバー人材センター等				
採択要件	執行団体の公募に対して事業主体が申請をし、審査を経て交付決定。				
補助主体	(○) 国庫 () 県単独 () その他【 】				
事業の概要	<p>補助上限： 【類型A 全国展開型】 「i)、ii)、iii)、iv)、v)、vi)の合計」、「α型拠点の拠点数に14万円を乗じた額とβ型拠点の拠点数に35万円を乗じた額の合計」または「6億2,000万円」のうち最も小さい額とします。</p> <p>i) 4人以上が受講した対面形式の講習会等のコマ数に11,000円を乗じた額 ii) 3人が受講した対面形式の講習会等のコマ数に7,000円を乗じた額 iii) 2人が受講した対面形式の講習会等のコマ数に6,000円を乗じた額 iv) 1人が受講したオンライン形式の講習会のコマ数に4,000円を乗じた額 v) 2人以上が受講したオンライン形式の講習会のコマ数に6,000円を乗じた額 面 vi) 1人が受講したオンライン形式の講習会のコマ数に3,500円を乗じた額</p> <p>α型拠点：「各拠点で実施する対面形式の講習会」(相談会は含めない)を10コマ以上25コマ未満実施する拠点 β型拠点：「a)各拠点で実施する対面形式の講習会」(相談会は含めない)を25コマ以上実施する拠点</p>				
財政支援措置	<p>【類型B 地域連携型】 補助金の上限は、「i)の合計」または「140万円」のうち小さい額。 i) 対面形式の講習会等の実施コマ数に30,000円を乗じた額 ア) 申請者が実施したすべての講習会等について、障害者を対象とする講習会等とした場合は、上記に、実施コマ数に35,000円を乗じた額を加算。講習会等の実施場所に手話通訳士を確保するなど、具体的に、受講者の障害に配慮し、かつ障害者が1人以上受講した場合に限る。 イ) 講習会当日に受講者が無償で利用できる貸し出し用スマートフォンの実機を用意して実施した講習会等の実施コマ数に5,000円を乗じた額を加算。講習会等の当日に、実施場所において、受講者が無償で利用できる貸し出し用スマートフォンの実機を実際に用意した場合に限る。用途は、スマートフォンの実機(貸し出し用のスマートフォン)の借料に限る。 ウ) 特定市町村で実施した講習会等の実施コマ数に20,000円を乗じた額を加算。用途は、講習会等の旅費に限る。詳細は旅費規程に基づく。</p> <p>【類型C 講師派遣型】 申請者1者あたりの初回申請時における補助金の上限は、「I、IIの合計」または「2,000万円」のうち小さい額。 なお、講習会の実施実績に応じて、事業計画変更申請を行い、執行団体が承認し</p>				

	<p>た場合は、「本事業」の予算の範囲内で増額を認める。</p> <p>I 次の「i)、ii)、iii)、iv)の合計」または、「1日1人につき2万円」のうち小さい額</p> <p>i) 派遣講師が対面形式の講習会を実施した場合、対面の講師1人1日につき4,000円(移動時間1時間及び講習会当日の事前準備、後片付け等の時間を含む。)</p> <p>ii) 派遣講師がオンライン形式の講習会を実施した場合、オンラインの講師1人1日につき2,000円</p> <p>iii) 派遣講師1名につき、実施した講習会のコマ数に2,500円を乗じた額</p> <p>iv) 派遣講師が、特定市町村において、対面形式で講習会を実施した場合、講師1人1日につき、1時間を超える移動時間に2,000円を乗じた額</p> <p>※ 15分未満の端数は切り捨て(例 移動時間2時間40分の場合3,000円)</p> <p>II 派遣講師が、特定市町村において、対面形式で講習会を実施した場合、講師1人1日につき、旅費として、20,000円</p> <p>補助率：10分の10以下。<類型A、B、C共通></p>		
ヒア・申請の時期等	<p>令和4年度二次：【類型A 全国展開型】令和5年4月14日～令和5年5月12日</p> <p>【類型B 地域連携型】令和5年4月21日～令和5年6月8日</p> <p>【類型C 講師派遣型】令和5年4月21日～令和5年5月31日</p>		
根拠法令・要綱等	<p>情報通信利用促進支援事業費補助金交付規程(利用者向けデジタル活用支援推進事業)(デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザー合同会社)</p>		
制度創設年度	令和3年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 ()無
関係省庁等	総務省		
最近の実績	<ul style="list-style-type: none"> 令和2年度は全国11箇所にて実証、令和3年度以降は補助事業として実施。 令和3年度： <ul style="list-style-type: none"> 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル(県内116か所) 地域連携型 古賀市、大木町、苅田町(全国120団体) 令和4年度： <ul style="list-style-type: none"> 全国展開型 NTTドコモ、KDDI、ソフトバンク、楽天モバイル(県内240か所) 地域連携型 太宰府市、みやま市、鞍手町、嘉麻市、苅田町、久留米市、広川町、宗像市、小郡市、小竹町、川崎町、大川市、大刀洗町、大木町、東峰村、八女市(全国110団体) 講師派遣型(派遣先) 筑後市、協働のまち大野城(全国48団体) 		
担当からのコメント	<p>自治体は、類型B事業者の応募時に、事業主体に対し確認書を発行することにより、経費の負担なしで事業を実施することができます。</p>		

61	DXプロデューサー事業				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	情報政策課 デジタル戦略推進室	TEL	092-643-3197
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>デジタル・トランスフォーメーション(DX)の推進を検討する市町村に対して、DXの知見、ノウハウ等を有する専門家(DXプロデューサー)を派遣し、DX推進に関する課題整理、助言、提言、情報提供等の支援を行うことにより、行政及び地域におけるDXの継続的な推進を図る。</p> <p>ふくおか電子自治体共同運営協議会 → 市町村 (外部専門人材派遣)</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村			
	採択要件	<p>・派遣申込書提出後、ふくおか電子自治体共同運営協議会事務局がプロデューサーをマッチングし派遣決定</p> <p>・派遣終了後、派遣受入報告書の提出が必要</p>			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【県負担金：1/2、市町村負担金1/2】			
	財政支援措置	DXプロデューサーの謝金及び旅費の1/2を県が負担			
	ヒア・申請の時期等	5月から3月までの毎月 (派遣に係る費用総額が予算上限に達し次第、以後の募集を行わない場合がある。)			
根拠法令・要綱等	ふくおか電子自治体共同運営協議会 DXプロデューサー事業実施要領				
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無		
関係省庁等	—				
最近の実績	令和4年度：14団体(87回)派遣				
担当からのコメント					

62		生活交通確保対策補助金			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	TEL	092-643-3166
ハード・ソフトの別		()ハード ()ソフト (○)両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>市町村又は地域公共交通活性化再生法定協議会（以下「市町村等」という）が行う生活交通確保対策に対して補助を行う。</p> <p>【補助概要】</p> <p>(1) 市町村等が運行するコミュニティバスにより生じた欠損(赤字)額の一部 (コミュニティバス車両の取得・更新に係る車両減価償却費相当額支援を含む)</p> <p>【新】</p> <p>(2) 市町村が、路線バスを維持するためにバス事業者に対して補助する経費の一部</p> <p>(3) 市町村等が地域の実情に応じた最適なコミュニティバスの運行を実現するため、住民と一体となって取り組む実証運行経費の一部</p> <p>(4) 市町村等が運行するコミュニティバスの停留所施設（標識、ベンチ、上屋）、車両管理システムの新規導入経費の一部</p> <p>(5) 市町村等が運行するコミュニティバスと、鉄道・路線バス・タクシーとの接続及び乗継改善など、他の交通手段との連携による利便性向上事業に要する経費の一部</p> <p>(6) 市町村等が運行するコミュニティバスの充実・利便性向上のため、AI等を活用したオンデマンド交通システムを導入・運用する経費の一部</p>			
	対象団体 (事業主体)	市町村等 ※(2)路線バス運行費支援は市町村のみ			
	採択要件	<p>(1) コミュニティバス 市町村等が主体的に計画し、旅客の運賃又は料金を定め、鉄道駅や広域的路線バスに接続するなど、地域住民の生活交通確保のため、広域移動を達成しているもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線定期運行 収支率 25%以上の路線 ・デマンド交通 乗合率が 1.5 人/1 便以上の路線 ・新規車両導入・更新 路線の新規開設・拡充・運行回数増加のために車両を新規に取得又は安全な輸送の確保のために車両を更新し運行するコミュニティバス等 【新】 <p>(2) 路線バス 市町村が、広域運行の用に供する 1 日当たりの輸送量が 15 人以上の路線バスを確保するため、交通事業者に対し支援しているもの</p> <p>(3) コミュニティバス実証運行 次のいずれかに該当するもの</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新たに運行を開始するもの ・路線の追加・延長を行うもの（追加・延長した部分に限る） ・異なる運行形態（路線定期運行、デマンド交通等）へ見直すもの <p>(4) バス停等設備導入 コミュニティバス 路線の新規開設、拡充、運行回数の増加のため、新規に導入する停留所施設（標識、ベンチ、上屋）及び車両管理システム</p> <p>(5) 利便性向上事業 コミュニティバス等の利便性の向上を図るため、市町村等が新たに取り組む事業で、利用者が目的地まで円滑に移動できるよう、コミュニティバスと他の交通機関（鉄道、路線バス、タクシー等）との接続及び乗継の改善等、相互の連携に取り組むもの</p> <p>(6) AI等オンデマンドシステム導入 市町村等が運行するコミュニティバスの充実・利便性向上のため、AI等を活用</p>			

	<p>用したオンデマンド交通システムを導入・運用する経費の一部</p> <p>※(1)～(6)いずれの場合も、他の補助金等の交付((1)～(5)については、新型コロナウイルス感染症に係る国・県及び市町村等の補助金を除く)及び地方債の充当がなされているものは、当該補助事業の対象外</p> <p>※(6)については、事業開始年度に「デジタル田園都市国家構想推進交付金」の交付を受けている事業については、翌年度から2補助対象期間において、【オンデマンド交通システムの月額使用料】及び【生産性向上の取組に必要な経費】を適用することができる。</p>		
補助主体	()国庫 (○)県単独 ()その他【 】		
財政支援措置	<p>(1) コミュニティバス運行欠損額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・路線定期運行 補助率 1/5 ・デマンド交通 補助率 1/5 ・新規車両導入・更新【新】 車両価格×1/5(償却率)×1/2(補助率)×1/12×新規に取得又は更新した車両による、補助対象期間内の運行月数 <p>(2) 路線バス運行費補助額補助 補助率 1/10</p> <p>(3) コミュニティバス実証運行補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・運行費 補助率 1/2 ・新規車両導入【新】 車両価格×1/5(償却率)×1/2(補助率)×1/12×新規に取得した車両による、補助対象期間内の運行月数 ・調査・広報費 補助率 1/2(上限25万円) <p>(4) バス停等設備導入費等補助 補助率 1/2</p> <p>(5) 利便性向上事業費補助 補助率 1/2(上限50万円)</p> <p>(6) AI等オンデマンドシステム導入補助</p> <ul style="list-style-type: none"> ・システム導入費 補助率 1/2(上限150万円/地域) ・システム月額使用料 補助率 1/2(上限月額50万円/地域) ・生産性向上の取組に必要な経費 補助率 1/2(上限25万円) <p>※一市町村が一年度に受けることのできる補助金の限度額：計10,000千円(ただし(3)(5)(6)は除く)</p>		
ヒア・申請の時期等	<p>(1)(2)(4) 令和4年度交付申請期限：11月20日</p> <p>(3)(5)(6) 随時申請受付</p> <p>※令和5年度分の要望調査：7月頃、各市町村へ照会予定</p>		
根拠法令・要綱等	福岡県生活交通確保対策補助金交付要綱		
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無
関係省庁等	国土交通省		
最近の実績	<p>令和3年度交付額(交付市町村数)</p> <p>(1) コミュニティバス運行費補助 88,269千円(18市町)</p> <p>(2) 路線バス運行費補助 19,039千円(9市町)</p> <p>(3) コミュニティバス実証運行補助 7,735千円(3市)</p> <p>(4) 車両購入費等補助 945千円(1町)</p>		

<p>担当からのコメント</p>	<p>○令和3年度から補助制度の見直しを行い、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・市町村がコミュニティバスを新設又は見直しする際、実際に運行してみて地域の実情に応じた最適な運行方法を確保していただくための「(3)コミュニティバス実証運行補助」、 ・コミュニティバス利用者が、コミバスと鉄道・路線バス・タクシーを乗り継いで目的地に行くための「(5) 利便性向上事業費補助」を創設しました。 <p>○さらに、令和4年度の補助制度見直しでは、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・補助対象者に「地域公共交通活性化再生法法定協議会」を追加 ・車両購入費に対する補助を新規車両導入路線への補助（車両減価償却費相当額を上限として5年間支援）に見直し ・福岡県生活交通確保対策補助金にAI等オンデマンド交通導入に係る支援を統合等を行いました。 <p>○各市町村の積極的な活用をお願いいたします。</p>
------------------	--

63	福岡県自転車魅力発信事業費補助金				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	TEL	092-643-3084
ハード・ソフトの別	() ハード (○) ソフト () 両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>(目的) 自転車の魅力を体験する機会の提供を行う市町村等を支援することにより、県内における自転車の活用を推進する。</p> <p>(対象事業) 以下の条件に該当し、自転車の魅力を体験する機会を提供するために実施されるイベントに対して助成を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新規性を加えた事業であること (新たに実施又は拡充するもの) ・県内で実施する事業であること ・ソフト事業であること ・当該年度の2月末日までに実施する事業であること ・イベント時に、県の取組等についての情報発信に協力可能であること 			
	対象団体 (事業主体)	<ul style="list-style-type: none"> ・市町村 ・市町村が構成員に含まれる協議会・任意団体 (市町村が参加する実行委員会等) 			
	採択要件	<ul style="list-style-type: none"> ・他の補助金 (国及び県の補助事業等) の交付を受けていない事業 			
	補助主体	() 国庫 (○) 県単独 () その他【】			
	財政支援措置	<p>○補助率 補助対象経費の2分の1以内、補助上限は、500千円。 ただし、補助額とその他の収入等の合計額が総事業費を超過するときは、補助額から当該超過分を差し引くものとする。</p> <p>○補助対象経費</p> <ul style="list-style-type: none"> ・謝金 ・旅費 (市町村職員に係るものを除く。) ・需用費 (消耗品費、印刷製本費等。ただし、イベント参加者へのノベルティ配布・景品など、個人に対する給付は除く。) ・役務費 (広告宣伝費、手数料、保険料等。) ・委託料 ・使用料及び賃借料 ・その他知事が必要と認める経費 			
	ヒア・申請の時期等	<p>随時申請受付</p> <p>※事業実施は2月末日まで</p>			
	根拠法令・要綱等	福岡県自転車魅力発信事業費補助金交付要綱			
制度創設年度	令和4年度	改正・見直し等の予定の有無	() 有 (○) 無		
関係省庁等					
最近の実績					
担当からのコメント	各市町村等の積極的な活用をお願いいたします。				

64	近未来 MaaS 福岡モデル創出事業費補助金				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	交通政策課	TEL	092-643-3794
ハード・ソフトの別		() ハード () ソフト (○) 両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	<p>【補助概要】</p> <p>(1) MaaS 導入事業補助金 MaaS を推進する会議体が、地域公共交通の利用促進や地域振興を図るため、地域の実情に応じた MaaS 実証実験を新たに実施するための事業</p> <p>(2) 交通情報のオープンデータ化補助金 市町村又は法定協議会が、コミュニティバスの利便性の向上を図るため、新たにコミュニティバスのオープンデータ化に取り組む事業</p> <p>(3) オンデマンド交通システム導入事業補助金 ・市町村又は法定協議会が、コミュニティバス等の充実・利便性向上のため、オンデマンド交通システムを導入・運用する事業 ・上記のオンデマンド交通システムを導入したコミュニティバス等の利用増に資するための取組</p> <p>(4) オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金 市町村又は法定協議会が、コミュニティバス等の充実・利便性向上のため、オンデマンド交通システムを導入・運用する際に新たに車両を導入し、又はバス停等を整備する事業</p> <p>(5) オンデマンド交通運行補助金 市町村又は法定協議会が、オンデマンド交通システムを利用するコミュニティバス等を運行する事業のうち、収益が費用に達していないもの</p>			
	対象団体 (事業主体)	<p>(1) : MaaS を推進する会議体 (2) ~ (5) : 市町村又は法定協議会</p>			
	採択要件	<p>(1)、(2)、(5) ・他の補助金等の交付及び地方債の充当がなされている事業は補助対象外とする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等の交付については、この限りではない。 ・新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金額を除くものとする。 ・(5) については、導入開始年度から起算して2年度目及び3年度目を補助対象とする。</p> <p>(3) ・地方債の充当がなされている事業は補助対象外とする。 ・他の補助金等の交付を受けている場合、補助金の交付限度額は他の補助金等と合計して補助対象経費の1/2を超えない範囲とする。ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等の交付については、この限りではない。 ・本補助金は、オンデマンド交通システムの導入を開始した年度のみを対象とする。</p> <p>(4) ・他の補助金等の交付及び地方債の充当がなされている車両は補助対象外とする。</p>			

	<p>ただし、新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等の交付については、この限りではない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・新型コロナウイルス感染症に係る国、県及び市町村等の補助金、交付金等を充当する場合は、補助対象経費から当該補助金額を除くものとする。 ・本補助金は、オンデマンド交通システムの導入を開始した年度のみを対象とする。
補 助 主 体	() 国庫 (○) 県単独 () その他 【
財 政 支 援 措 置	<p>(1) MaaS 導入事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・MaaS アプリ利用料 (補助対象限度額) 1, 800万円 (補助率) 1/2 ・アプリ連携に要するシステム開発・改修費 (補助対象限度額) 1申請あたり240万円 (補助率) 10/10 <p>(2) 交通情報のオープンデータ化補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コミュニティバスのオープンデータ化に必要な経費(税抜き) (補助対象限度額) 1市町村(当該市町村が設置する法定協議会を含む。)につき100万円 (補助率) 1/2 <p>(3) オンデマンド交通システム導入事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・オンデマンド交通システム導入費(税抜き) (補助率) 1/6 ・オンデマンド交通システム月額使用料(税抜き) (補助率) 1/2 ・生産性向上の取組に必要な経費(税抜き) (補助率) 1/2 <p>(4) オンデマンド交通車両導入・バス停等整備事業補助金</p> <ul style="list-style-type: none"> ・車両の導入 (補助対象限度額) 30人乗り以上: 1, 300万円 29人乗り以下18人乗り以上: 1, 200万円 17人乗り以下11人乗り以上: 500万円 10人乗り以下: 350万円 (補助率) 1/2 ・バス停等の整備 (補助対象限度額) 1, 000万円 (補助率) 1/2 <p>(5) オンデマンド交通運行補助金</p> <p>次のア又はイのいずれか少ない額</p> <p>ア 運行により生じた欠損額</p> <p>イ 市町村又は法定協議会が、交通事業者又は特定非営利活動法人等に対して交付する額</p> <p>ただし欠損額を算定するにあたって以下の額は除く</p> <ul style="list-style-type: none"> ・営業外収益及び営業外費用 ・運行計画等を策定するための協議会等の運営費及び乗降調査等の委託費 ・運送費の「その他経費」、一般管理費の「その他」のうち勘定科目の内容が明確でないもの <p>(補助率) 1/5</p>

	<p>(3)～(5)について、1市町村(当該市町村が設置する法定協議会を含む。)が1会計年度内に受けることのできる補助金の額は、合計で1,000万円を限度とする。</p> <p>(5)及び「福岡県生活交通確保対策補助金交付要綱」に掲げる補助対象事業について、1市町村(当該市町村が設置する法定協議会を含む。)が1会計年度内に受けることのできる補助金の額は、合計で1,000万円を限度とする。</p>		
ヒア・申請の時期等	<p>随時申請受付</p> <p>※令和6年度分の要望調査：7～8月頃、各市町村へ照会予定</p>		
根拠法令・要綱等	<p>近未来MaaS福岡モデル創出事業費補助金交付要綱</p>		
制度創設年度	令和5年度	改正・見直し等の予定の有無	(○)有 ()無
関係省庁等	<p>内閣府、国土交通省</p>		
最近の実績	<p>・オンデマンド交通システム導入事業補助金</p> <p>令和2年度 5,707千円(2市)</p> <p>令和3年度 7,836千円(4市)</p> <p>令和4年度 6,732千円(5市)</p> <p style="text-align: right;">※その他の補助金は新設</p>		
担当からのコメント	<p>○今年度新設した補助金です。</p> <p>○興味がある市町村は、事前にご相談ください。</p>		

65		自治体国際協力促進事業(モデル事業)			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地方自治体の持つ専門知識、人材等を活用した国際協力活動など、地方自治体等が行う国際協力事業の中から先駆的な役割を果たす事業を「モデル事業」として認定し、積極的に支援をするとともに、広く紹介することにより、自治体が行う国際協力活動の一層の推進を図る。			
	対象団体 (事業主体)	次に掲げるもの (1) 地方自治体(都道府県、市区町村) (2) 地域国際化協会(総務大臣に認定を受けた地域国際化協会) (3) NGO(いわゆる市民等により自発的に組織された非営利団体) ただし、NGO にとっては、地方自治体又は地域国際化協会(以下「地方自治体等」という。)と連携して事業を実施する NGO に限るものとし、その事業に対する助成は、当該地方自治体等の申請に基づき、当該地方自治体等を通じて行うものとする。			
	採択要件	1 助成対象事業(以下「モデル事業」という。)は次の基準に適合するものとする。 (1) 地方自治体若しくは地域国際化協会又は地方自治体と NGO 若しくは地域国際化協会と NGO が連携して実施する国際協力事業(事前調査事業を含む) (2) 新規事業または事業内容の拡充が図られる継続事業であり、事業趣旨・内容等が他の自治体等のモデルケースとなりえる先駆的事业であること 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。 (1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業 (2) 単なる資金供与だけの事業 (3) モデル事業の実施に要する経費(次項各号に掲げる経費を除く)の総額(ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴す場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額)が 100 万円以下の事業 3 モデル事業の実施に要する経費のうち、次に掲げる経費については助成対象としない。(1) 補助金、(2) 他用途に転用可能な備品整備等、(3) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費等、助成対象団体の通常運営に要する経常の経費、(4) 交際費			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	単年度ごとに、モデル事業の実施に要する経費の総額以内の額で、次の金額を限度とする。 (1) 1 事業につき 300 万円 (2) 複数の地方自治体等が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1 事業につき 500 万円			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 9 月頃、申請書提出期限 11 月頃、			
根拠法令・要綱等	自治体国際協力促進事業(モデル事業)助成要綱				
制度創設年度	平成 8 年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	令和 3 年度 北九州市	「ベトナム社会主義共和国ハイフォン市におけるエコインダストリアルパーク推進事業」			
	令和 4 年度 北九州市	「タイ王国ウボンラチャタニ県における廃プラスチックを含む都市ゴミの適正管理推進事業」			
	豊前市	「台湾の大学のサテライトキャンパス(豊前校)誘致による人材育成とまちづくり事業」			
	令和 5 年度 北九州市	「タイ王国ウボンラチャタニ県における廃プラスチックを含む都市ごみの適正管理推進事業」			
担当からのコメント	(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要や過去の助成対象事業の実績等をご覧いただけます。 (http://www.clair.or.jp/j/cooperation/model/index.html)				

66	多文化共生のまちづくり促進事業				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3200
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	グローバル化が進展し、日本に居住する外国人住民が定住傾向にある中で、文化的背景を異にする人々が共生・協働する社会の構築を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会(以下「地域国際化協会」という。)が行う多文化共生施策に要する経費について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し、多文化共生のまちづくり促進事業助成金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	都道府県、市区町村及び地域国際化協会、NPO、自治体国際化協会が認める法人格を有する団体(地方公共団体、地域国際化協会と連携をして事業を実施する団体に限る)			
	採択要件	<p>助成対象事業は、助成対象団体が実施する多文化共生を推進する事業のうち、特に重要性、必要性が高く、他団体の範となる事業で、次に掲げるものとする。</p> <p>(1)医療・保健・福祉支援事業 (2)防災支援事業 (3)教育支援事業 (4)労働環境整備事業 (5)居住支援事業 (6)外国人住民の自立と社会参画支援事業 (7)上記(1)～(6)の事業実施にあたり必要となる情報の多言語化や日本語学習支援事業</p> <p>前項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するものは、助成の対象としない。</p> <p>(1) 助成対象団体が従来から実施している事業の財源の組替えを主とするもの。 (2) 助成対象団体が従来から実施している事業で参加者負担等の軽減を主とするもの (3)単なる資金供与だけのもの (4) 国やこれに準ずる機関からの助成を受けているもの (5)旅費・渡航費及びそれに類するものが、各助成対象事業の助成金実績額の2割を超えるもの(委託費に計上する場合も同様とする。) (6)その他、協会の助成対象事業としてふさわしくないと協会が認めるもの</p> <p>※次に掲げる経費については助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。</p> <p>(1)補助金、負担金等 (2)他用途に転用可能な備品整備等 (3)工事を伴う施設整備等 (4)職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費 (5)積立金及び預金(計画的な積み立てを含む。)</p>			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	<p>助成金は、助成対象経費の総額の範囲内の額とし、その上限額は次のとおりとする。</p> <p>(1)都道府県及び指定都市にあつては、1団体あたり400万円とする。 (2)市区町村(指定都市を除く。)、地域国際化協会及びNPO法人等にあつては、1団体あたり300万円とする。 (3)複数の助成対象団体が共同で行う事業については、その事業を実施する団体の数にかかわらず、1事業あたり400万円とする。 全ての団体にあたり、50万円をその下限額とする。</p>			
	ヒア・申請の時期等	募集通知8月上旬、申込書提出期限9月下旬、内定・通知2～3月			
	根拠法令・要綱等	多文化共生のまちづくり促進事業実施要綱			
	制度創設年度	平成24年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無	
	関係省庁等	総務省			
	最近の実績	<p>平成30年度 福岡市 「やさしい日本語」推進事業 (公財)北九州国際交流協会 多文化共生ソーシャルワークの導入による多文化共生の地域づくり推進システム検討事業</p> <p>平成31年度 北九州市教育委員会「外国人市民の図書館利用促進事業」</p> <p>令和2年度 古賀市「外国人向け生活情報支援冊子作成事業」</p> <p>令和3年度 古賀市「多文化共生推進・日本語交流事業」</p> <p>令和4年度 応募無し</p>			
担当からのコメント	(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要等をご覧いただけます。(http://www.clair.or.jp/j/multiculture/kokusai/page_8.html)				

67	コミュニティ助成事業(地域国際化推進助成事業)				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3201
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	宝くじの社会貢献広報事業として、地域の国際化の推進等に対して助成を行い、地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上に寄与する。			
	対象団体 (事業主体)	市(区)町村(政令指定都市は除く)が認めるコミュニティ国際交流組織			
	採択要件	助成対象事業は、以下の要件をすべて満たすもの (1)国内で実施する事業で、宝くじの社会貢献広報の効果が発揮できるものであること。(海外での記念行事や海外へのスタディツアー渡航費等、海外で実施する事業は対象外とする。) (2)公共性を有し、かつ、地域の国際化に資するもので他の団体の模範となるものであること。 (3)国やこれに準ずる機関(独立行政法人等)からの助成を受けないものであること。			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治総合センター】			
	財政支援措置	200万円を限度とする			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 8月頃、申請書提出期限 11月頃、助成決定通知 翌年4月			
根拠法令・要綱等	コミュニティ助成事業実施要綱				
制度創設年度	平成23年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	平成25年度 田川市(福岡県立大学と共に歩む会) ・大学交流を核とした国際学術・文化・市民交流 平成26年度 岡垣町(岡垣国際交流協会) ・シンポジウム、茶会、パネル展示会の開催 久留米市(公益財団法人 久留米観光コンベンション国際交流協会) ・多言語ウェブページ作成事業 平成27年度 岡垣町(岡垣国際交流協会) ・音楽祭の開催 平成28年度 太宰府市(太宰府市国際交流協会) ・留学生との運動会を実施 岡垣町(岡垣町国際交流協会) ・伝統文化や食についての冊子製作 平成29～令和2年度 応募なし 令和3年度 小郡市(おごおり国際交流協会) ・おごおり多文化共生推進大会事業の実施 令和4年度 応募無し				
担当からのコメント	平成23年度より新たに開始された事業です。 (一財)自治総合センターのウェブサイトにおいて、平成23年度以降の助成対象事業がご覧になれます。 (http://www.jichi-sogo.jp/lottery/comunity)				

68		地域国際化推進活動支援事業			
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3201
ハード・ソフトの別		()ハード (○)ソフト ()両方			
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	県内に活動基盤を置く民間団体が行う、県民主体の草の根国際交流活動を促進し、地域の国際化を推進することを目的として、その活動を支援する。			
	対象団体 (事業主体)	以下のすべての要件を備える団体 (1)福岡県内に活動の基盤を有しているもの (2)国又は地方公共団体から定期的に助成を受けていないこと (3)非営利団体であること (4)政治活動又は宗教活動に関係しないもの (5)暴力団員でないこと又は暴力団員と密接に関係しないもの			
	採択要件	支援対象事業(県内で4月1日から翌年3月20日までに実施されるもの) (1)在住外国人(留学生含む)との交流事業・在住外国人(留学生含む)生活相談等支援事業 (2)青少年の国際理解を目的とした事業 (3)地域住民との多文化共生を目的とした国際理解・交流事業 (4)その他、地域の国際化推進に寄与する活動			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(公財)福岡県国際交流センター】			
	財政支援措置	1件あたりの経費支援額は、対象経費合計の1/2以内の額とし、20万円を限度とする			
	ヒア・申請の時期等	随時(原則として事業実施の4ヶ月前までに申請書を提出すること) ※交付決定額の合計が当該年度予算の上限に達した場合、受付を終了する。			
根拠法令・要綱等	地域国際化推進活動支援事業実施要綱				
制度創設年度	平成2年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	(公財)福岡県国際交流センター				
最近の実績	平成29年度 1,758,500円(10件) 平成30年度 1,109,000円(6件) 令和2年度 109,000円(1件) 令和3年度 601,000円(4件) 令和4年度 312,000円(2件)				
担当からのコメント	[お問い合わせ先] (公財)福岡県国際交流センター「こくさいひろば」 〒810-0001 福岡市中央区天神 1-1-1 アクロス福岡 3F TEL: 092-725-9200 ホームページ: https://kokusaihiroba.or.jp/about/cultural/understanding/support/				

69	経済活動助成事業(海外販路開拓支援・インバウンド支援)				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3200
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	近年、地方公共団体の多くは、海外での活動において地元産品の販路開拓支援を行っている。また、海外観光客誘致に対する意欲も、訪日外客数の増加に伴い、一層の高まりを見せている。一般財団法人自治体国際化協会は、地方公共団体の販路開拓に対するニーズの高まりを受け、海外事務所等の機能を活用しながら、地方公共団体の国際化支援のため、助成とサポートが一体となった事業を実施する。			
	対象団体 (事業主体)	都道府県及び市区町村			
	採択要件	<p>1 助成対象事業は、助成対象団体が実施する事業のうち、事業実施によって将来的に経済効果が見込まれ、他の地方公共団体の取組の参考となることが見込まれる事業で、以下のいずれにも該当するものとする。</p> <p>(1) 地方公共団体の地元産品等の海外における販売促進のために実施する事業又は当該地方公共団体への海外観光客の誘致促進のために実施する事業</p> <p>(2) 原則として新規事業とし、継続事業であっても特色が示せる事業</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項のいずれかに該当する事業は、助成の対象としない。</p> <p>(1) 国及びこれに準ずる機関からの助成を受けている事業</p> <p>(2) 単なる資金供与だけの事業</p> <p>(3) 事業の実施に要する経費(次項各号に掲げる経費を除く)の総額が200万円以下の事業</p> <p>3 次に掲げる経費については助成対象としない。</p> <p>(1) 補助金、(2) 職員旅費、(3) 他用途に転用可能な備品整備等、(4) 工事を伴う施設整備等、(5) 経常的経費</p>			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	<p>助成額は、助成対象経費の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。</p> <p>①主として海外で行う事業 1事業あたり500万円</p> <p>②主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円</p>			
	ヒア・申請の時期等	募集通知9月頃、申込書提出期限 11月頃、内定 2月頃 決定通知 3月頃			
根拠法令・要綱等	経済活動助成事業(海外販路開拓支援・インバウンド支援)実施要綱				
制度創設年度	平成22年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	<p>(インバウンド支援)</p> <p>平成27年度 北九州市「日本海瀬戸内海連携 欧州クルーズ客搬誘致事業」</p> <p>豊前市「海外への豊前魅力発信事業」</p> <p>(海外販路開拓支援)</p> <p>令和5年度 飯塚市「ベトナム販路開拓事業」</p>				
担当からのコメント	<p>(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要や過去の助成対象事業の実績等がご覧いただけます。</p> <p>(http://economy.clair.or.jp/activity/grant/)</p>				

70	国際交流支援事業				
担当部局名	企画・地域振興部	担当課室名	国際政策課	TEL	092-643-3200
ハード・ソフトの別	()ハード (○)ソフト ()両方				
事業の概要	制度内容 (目的・事業概要)	地域の国際化を推進するために、地方公共団体及び総務大臣に認定を受けた地域国際化協会が主体的に行う国際交流事業のうち、特に重要性、必要性の高い事業について、予算の範囲内において地方公共団体及び地域国際化協会に対し助成金を交付する。			
	対象団体 (事業主体)	都道府県、市区町村及び地域国際化協会			
	採択要件	<p>助成対象事業は、助成対象団体が新規に実施する国際交流事業のうち、交流の拡大や発展が見込まれ、地域住民等の幅広い参画が見込まれる事業で次の各号のいずれかに該当する事業とする。ただし、継続的に行われている事業であっても他の地方公共団体及び地域国際化協会のモデルとなり得る先駆的な事業であれば対象とする。</p> <p>(1) 姉妹提携又は友好提携に関する記念事業 (2) 文化、芸術又は研究に関する交流事業 (3) 青少年交流に関する事業 (4) 国際会議に関する事業 (5) その他地域の特色を活かした交流事業</p> <p>ただし、次の各号のいずれかに該当する事業は、助成対象としない。</p> <p>(1) 単なる資金供与だけの事業 (2) 国、地方公共団体及びこれらに準ずる機関からの助成を受けている事業 (3) 事業実施に係る助成対象経費が200万円以下の事業 (4) その他協会の助成事業としてふさわしくないと協会が認める事業</p>			
	補助主体	()国庫 ()県単独 (○)その他【(一財)自治体国際化協会】			
	財政支援措置	<p>助成対象経費は、前条の規定により助成対象となる事業に要する経費(ただし、助成対象団体が参加者負担等を徴する場合には、総額から参加者負担等の収入を控除した額)とする。</p> <p>ただし、次に掲げる経費は助成対象としない。なお、委託費に計上する場合も同様とする。</p> <p>(1) 補助金 (2) 職員旅費 (3) 他用途に転用可能な備品整備等 (4) 工事を伴う施設整備等 (5) 職員等の人件費、光熱水費、家賃、定期刊行物発行に要する経費など、助成対象団体の通常運営に要する経常的経費 (6) 積立金及び預金(周年事業等に対する計画的な積み立てを含む。)</p> <p>助成額は、助成対象経費の総額の1/2以内の額で、次の金額を上限とする。</p> <p>(1) 主として海外で行う事業 1事業あたり500万円 (2) 主として日本国内で行う事業 1事業あたり300万円</p>			
	ヒア・申請の時期等	募集通知 9月頃、申請書提出期限 11月頃、内定・通知 3月頃			
根拠法令・要綱等	国際交流支援事業実施要綱				
制度創設年度	平成24年度	改正・見直し等の予定の有無	()有 (○)無		
関係省庁等	総務省				
最近の実績	<p>平成31年度 北九州市「未来につなげる! 広げる!」米国姉妹都市交流(アメリカ) 福岡市「中国広州市友好都市交流40周年事業」(中国)</p> <p>令和2年度 北九州市「アジア低炭素センター開設10周年成果発表会事業」</p> <p>令和3年度 北九州市「アジア低炭素センター開設10周年成果発表会事業」</p> <p>令和4年度 福岡市「アメリカ・オークランド市との姉妹都市締結60周年事業及びフランス・ボルドー市との姉妹都市締結40周年記念事業」</p>				
担当からのコメント	(一財)自治体国際化協会のホームページにおいて、標記事業の概要等をご覧いただけます。(http://www.clair.or.jp/j/exchange/shien/page-5.html)				